

平成20年第1回京丹波町議会定例会（第5号）

平成21年3月25日（月）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案第 1号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について

第 4 議案第 2号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定について

第 5 議案第 3号 京丹波町ケーブルテレビネットワークの管理及び運用に関する条例の制定について

第 6 議案第 4号 京丹波町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

第 7 議案第 5号 京丹波町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第 6号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第 7号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第 8号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第 9号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第10号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第11号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第12号 京丹波町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第13号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第14号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 第17 議案第15号 京丹波町国民健康保険事業特別会計（質美診療所鑑定）財政整理基金条例を廃止する条例の制定について
- 第18 議案第16号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第17号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第21 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第22 議案第20号 町道の路線認定について
- 第23 議案第23号 平成21年度京丹波町一般会計予算
- 第24 議案第24号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第25 議案第25号 平成21年度京丹波町老人保健特別会計予算
- 第26 議案第26号 平成21年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議案第27号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第28 議案第28号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計予算
- 第29 議案第29号 平成21年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第30 議案第30号 平成21年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第31 議案第31号 平成21年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第32 議案第32号 平成21年度京丹波町営バス運行事業特別会計予算
- 第33 議案第33号 平成21年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第34 議案第34号 平成21年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第35 議案第35号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第36 議案第36号 平成21年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第37 議案第37号 平成21年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第38 議案第38号 平成21年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第39 議案第39号 平成21年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第40 議案第41号 平成20年度 農産漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 光伝送路・通信設備整備工事請負契約の変更について
- 第41 議案第42号 平成20年度 農産漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 送出設備整備工事請負契約の変更について

- 第42 議案第43号 平成20年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）
- 第43 議案第44号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第44 議案第45号 平成20年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 第45 議案第46号 平成20年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第46 議案第47号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第47 議案第48号 平成20年度京丹波町水道事業特会計補正予算（第4号）
- 第48 議案第49号 平成20年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第49 議案第50号 平成20年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第50 議案第51号 平成20年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第51 議案第52号 平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）
- 第52 議案第53号 平成20年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第53 議案第54号 平成20年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第54 議案第55号 平成20年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第55 議案第56号 平成20年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第56 議案第57号 平成20年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第57 議案第58号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第2号）
- 第58 閉会中の継続審査について

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

## 3 出席委員（15名）

- 2番 坂本美智代君
- 3番 山内武夫君
- 4番 畠中勉君
- 5番 今西孝司君

6 番 東 まさ子 君  
7 番 小 田 耕 治 君  
8 番 横 山 勲 君  
9 番 西 山 和 樹 君  
10 番 山 田 均 君  
11 番 室 田 隆一郎 君  
12 番 篠 塚 信太郎 君  
13 番 吉 田 忍 君  
14 番 野 口 久 之 君  
15 番 野 間 和 幸 君  
16 番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（1名）

1 番 藤 田 正 夫 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町 長 松 原 茂 樹 君  
副 町 長 上 田 正 君  
教 育 長 寺 井 行 雄 君  
会 計 管 理 者 藤 田 義 幸 君  
参 事 田 端 耕 喜 君  
瑞穂支所長 久 木 寿 一 君  
和知支所長 藤 田 真 君  
監 理 課 長 山 田 洋 之 君  
総 務 課 長 谷 俊 明 君  
企画情報課長 岩 崎 弘 一 君  
税 務 課 長 岩 田 恵 一 君  
住 民 課 長 伴 田 邦 雄 君  
保健福祉課長 堂 本 光 浩 君  
子育て支援課長 山 田 由美子 君  
地域医療課長 下伊豆 かおり 君

産業振興課長	山田進君
土木建築課長	松村康弘君
水道課長	中尾達也君
教育次長	野間広和君
監査委員	人見亮君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤誠
書記	石田武史

開議 午前 9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

連日の各委員会、ご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成21年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、5番議員・今西孝司君、6番議員・東まさ子君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において、各委員会が開催され、付託議案の審査、提出議案等の審査が行われました。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催いたします。議員の皆さんには大変ご苦労さんですが、よろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、議案第1号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、議案第1号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点をお尋ねをしておきたいと思うんですが、これは町長と副町長の減額をするという条例になっておるわけですが、町長にお尋ねをしておきたいと思うんですが、今回提案になっております内容、100分の50と、副町長にあっては100分の30ということになっておりますが、この減額の率、どのようなことで決められた、考えられたということと、それから期間についても1カ月ということになっておるわけ

でございますけれども、その辺についての考え方を伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今回の給与の特例に関する条例につきましては、職員あるいは特別職の収賄事件が発覚をいたしまして、その後、一時発覚した時点で一定の任命権者としての責任というものについて議会にも提示をさせていただいたんですが、全容がはっきりしてない中でのそうした減額等については、性急過ぎるのではないかとということで否決をいただいたところでございます。その後、職員の処分も含めて、また契約に基づく損害賠償請求、そして先般も少しお話をさせていただきましたようにこれにかかわる国・府の補助金の返還、いろいろ事務的な作業も詰めながら、そうした部分においては大変な残念なことでありましたけれども、私の思いとしては、このことによって町民の皆さん方に大きな不信というものは残ったわけでございますが、実質的なマイナス部分については弁護士費用も含めて当事者の責任において整理することができたというふうに考えておりまして、私ができることはすべてやれたという思いでございます。

しかし、残っておりますのは、事前にそういうものまで見抜けなかったかということでありまして、そのことについてはよもやという感はいたしておるわけでございますが、いずれにいたしましても任命権者としてのそこまでの眼力といいますか、人を見る目がなかったということについては申し開きようがないわけでございます。

そうした中で、時間はかかりましたけれども一つの整理ができて、当初予算で計上させていただいております返還部分をお認めいただくことができ、さらに諸手続が整った段階でそのことが執行できれば、一般的に申し上げます、このことによります各方面に大変なご迷惑をおかけしたわけでございますが、整理をさせていただくことができるという思いで、本来、私の任命権者としての部分を問わせていただくという思いでありましたけれども、理事者として副町長においても何らかの責任はとりたいという強い申し出もございまして、私が50%、副町長が30%の減額ということで提案をさせていただいたところでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決します。

議案第1号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について

て、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

《日程第4、議案第2号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第4、議案第2号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) ちょっと何点かお尋ねをしておきたいと思うんですが、1点目につきましては、条例の第8条の関係なんですけども、ただし書きがありまして、町長が認めた公共施設等についてはこの限りでないということで、分担金の徴収について、公共施設については徴収しないということになると思うんですが、こういう公共施設等ということになっておるんですけども、具体的には規則に定めるということになるかもしれませんが、今考えておられる公共施設等というのはどういうものが該当するのか、1点お尋ねしておきたいというように思います。

それから、附則の関係なんですけども、集合住宅の関係なんですけども、附則の5の下段の方に集合住宅の家主の基本料金、第12条の規定に係る双方向の保安器1台につき追加分を2,000円とするということになっておりまして、これは利用料の特例ということになっておるんですが、ここで見ますと合併前の瑞穂町の区域ということになっておるんですけども、具体的には該当する集合住宅というものがあるのかどうかということと、これまではどうなっておったかということも含めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長(岩崎弘一君) ただいまご質問の1点目の公共施設の考え方でございますが、今想定しておりますのは地区の公民館、また消防の詰所という部分を想定を特にしております。

それから、附則の集合住宅の関係でございますが、旧瑞穂町で該当があるのかということでございますが、1件でございますけども該当はございます。以上でございます。

○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。

○10番（山田 均君） その附則の関係でもう一度お尋ねしておきたいんですが、集合住宅のいわゆるこの附則の特例に該当するということなんですけども、これでいくと基本料金、いわゆる集合住宅の家主ということは、住宅の中に例えば集合住宅が10戸あれば、全体の中の家主ということだと思えるんですけども、今回新たに和知と丹波に条例が適用になるんですけども、その場合については、これでいくとそれぞれの集合住宅の1戸ずつに追加を2,000円もらわなんということになるんじゃないかと思うんですけども、その辺の整合性はどうか、その辺のもう少し理解ができるように説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） 集合住宅の関係でございますが、暫定条例として今、瑞穂地区で施行されておる部分については、いわゆる料金、あるいは加入分担金もですが、保安器1台ということになっております。いわゆる双方向保安器が1台ついておれば、それに課金をさせていただくということで、中に幾らお住みということは無視をされている条例になっているということでございまして、そこはやはりそれぞれ集合住宅といえども、そこにお住みの方々からいただくのが本来の姿ではないかということから、今回については家主さんに責任を持っていただいて、それぞれの加入戸数当たりの方々から料金を徴収していただいて家主さんが町へお納めいただくという考え方に整理をさせていただいたということでございます。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東まさ子君） 集合住宅の事業者の加入分担金8万円ですが、それから集合住宅の8戸以下8万円、公営住宅の入居者1万円というふうになっておりますが、公営住宅は1万円で集合住宅は8万円、入居可能戸数に1万円掛けるんですが、この集合住宅と公営住宅の違いというのはどういうことなのかということをお聞きしたい。

それから8万円ですが、推進期間は1万円で、あとは8万円ということではありますが、後で新しく住宅に入ってもらえるとかいろんな場合がありますので、これはもう1万円にしたらどうかなというふうに思ったりするんですが、そういうことは考えられなかったのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） 集合住宅と公営住宅の違いでございますけども、確かに中にお住みの方々それぞれ事情がおありとは思いますが、公営住宅の部分についてはある一定の低所得の方々とか、そういう部分というのを配慮するべきではないかということもありますし、そうしたことでその差を設けさせていただいておるということでございます。

それから、もう1点の加入分担金の8万円と1万円の差でございまして、この部分についてはいわゆる今回の事業、拡張整備期間中においては1万円という考え方の部分については、まず加入分担金はどうしているのかということ、中身なんですけども、加入分担金そのものについては、いわゆるONUといいますか、軒先に光の信号を電気信号にかえる、そういう機器も取りつけます。それから中には告知端末の部分を貸与として取りつけさせていただきます。その部分が約9万円程度かかるものとなっております。拡張整備期間中でありますと、その部分というのは交付金とか事業ということで起債とかで対応はできるところでございませうけれども、拡張整備期間を過ぎますとそれがなくなり、丸々いわゆる単費というか町で構えなくては行けない。それには加入料金、利用料金等で反映されていくべきという部分になってきますので、そこは補助事業等がなくなるということで、やはりそこは差をつけさせていただきますざるを得ないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと私はもう1点お尋ねしておきたいんですが、今もありました公営住宅の定義というのは、その備考欄に町営住宅または府営住宅とこうなっておるんですが、今、課長の方から低所得者ということがあったんですが、京丹波が設置しております町営住宅についても、低所得者向きと、それから勤労者向きの一定所得のある人についての住宅もあるわけなんですけども、これは同一的な考え方ということかどうかということと、それから民間の集合住宅との関係の整合性、いわゆる低所得者向きというのはそれは当然今説明があったようにわかるわけなんですけども、一定家賃も4万、5万円という勤労者向きの分は高い基準になっておるわけなんですけども、それも同じ1万円と。そして民間の集合住宅の場合についてはどういう状況であれ1万円ということになるんですけども、その辺のことは問題がないのかどうか、その辺の考え方はどうなのか私もお尋ねをしておきます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） 私も先ほど答弁させていただきましたように、町営住宅については特公賃の関係なんかである一定所得の高い方もあるということは確かに承知をしておるところでございまして。公営というところである一定町としての責任部分はあるということで考えさせていただいておりますことと、それと今の暫定条例そのものも公営住宅は1万円ということでございまして。そこでそういう考え方もございまして、1万円という考え方を以前と同じように踏襲をさせていただきたいということでございまして。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

議案第2号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第3号 京丹波町ケーブルテレビネットワークの管理及び運用に関する条例  
の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第5、議案第3号 京丹波町ケーブルテレビネットワークの管理  
及び運用に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第3号を採決します。

議案第3号 京丹波町ケーブルテレビネットワークの管理及び運用に関する条例の制定に  
ついて、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第4号 京丹波町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第6、議案第4号 京丹波町介護従事者処遇改善臨時特例基金条  
例の制定について議題といたします。

これより質疑を行います。

6番、東君。

○6番(東まさ子君) 第6条の処分ではありますが、第6条の2項の前号の介護保険料軽減に

係る広報啓発、介護保険料の賦課徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用というふうになっておりますが、これは働いている方の報酬アップの補てんのためになっていると思うんですが、こういうところにも使うんですか。

○議長（岡本 勇君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 第6条第2号の部分につきましては、介護保険料軽減に係る広報啓発費用ということで、今回、基金を保険料の補てんとさせていただくということで、どれだけ保険料が下がるかということを広報しなさいという経費でございまして、直接的に介護報酬改定に伴って介護従事者の改定につながるというものではないかというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第4号を採決します。

議案第4号 京丹波町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第5号 京丹波町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第7、議案第5号 京丹波町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、議案第5号を採決します。

議案第5号 京丹波町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第6号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第8、議案第6号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 2点お伺いをしておきたいと思うんですが、1点は勤務時間が変更になるということで、上位法の関係もありますが、現在の勤務形態、いわゆる8時間というものが7時間45分とこういうことになるわけですが、例えば正職員は別にしても臨時職員なんかの時間給等の支給の場合、そういう影響が相当出てくるのではないかと思うんですが、その辺の配慮というのは考えておられるのかというのが1点でございます。

もう1点は、町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、勤務時間の形態が変わることになるわけですが、こういう場合に労働基準法とかいろんな法律からいっても職場の中の勤務時間が変わるわけですから、代表者、また組合側の場合は組合との合意というのが当然必要になってくるわけですが、今回提案される内容について職員組合とも協議をされて、上位法があるということもありますけども、やはりそういうことについても合意を得て提案するというのが基本だと思うんですが、その辺の考え方についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 松原町長。

○町長(松原茂樹君) 今回の提案等につきまして、今、議員ご指摘のとおり上位法の関係もございまして、実態としてはこの改正の5のような実態になっておるわけですが、条例の整備がおくれておるということで今回提案をさせていただいておるわけですが、職員組合とのいろんな要求もいただいておりますし、こうした処遇等につきましてもその都度その都度協議をさせていただいて、現下の情勢の中で職員組合としてもこうした状況の関係等については理解をいただいているというところであります。そうした中でさらにどうモチベーションを上げて勤務することができるかという部分では、細やかな部分も含めて二、三日間にも一定の改善要求をいただいて、今それぞれに向けて回答をさせてい

ただ準備をしておるわけですが、十分そうした背景等については組合としても理解をいただく中で、少しでも全体の理解の中でできるだけ気持ちよく、あるいはまたその時間的な配分等々も含めて考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 臨時職員さんの単価の関係でございますが、勤務形態については一般職と同様に7時間45分ということで勤務をしていただく予定をいたしております。

なお、4月から単価の改正もすべて見直しをいたしまして、現在、一般事務職でございますと1時間725円でございますが、これを750円ということに改定をいたしますのと、日額につきましては5,800円を6,000円という形での改正をも行わせていただく予定でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 最賃の引き上げがありましたんで、当然それに伴って引き上げということもあろうかと思えますけども、京丹波の中で大きな位置を占める役場の職員やそういう臨時職員の賃金というのがその地域の基準となりますので、最賃を守るということだけではなしに、一定の賃金を保障するということが必要だという点もありますので、今後はそういう立場で賃金についても考えていくべきだという点も申し上げておきたいというのが1点でございます。

町長に今、職員組合との関係はお聞きしたんですが、今もありましたようにお互い仕事をしていく立場ですので、決まったことだとか上位法だということ、それはもちろんありますけども、やはりお互いお越しになる上に立つということが非常に大事なんで、事前に説明や提案もして合意を得て進めていくということを今後基本にすべきだというように考えますので、その点、特に申し上げておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第6号を採決します。

議案第6号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第7号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第9、議案第7号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、議案第7号を採決します。

議案第7号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第8号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第10、議案第8号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、議案第8号を採決します。

議案第8号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第9号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第11、議案第9号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、議案第9号を採決します。

議案第9号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第10号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第12、議案第10号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

3番、山内君。

○3番（山内武夫君） 1点、町長にお尋ねをしておきたいというふうに思うんですけども、今回、給料表の改正が行われておりますけれども、見ておきますと、今まで6級でありました会計管理者、そのものの給料表が今回5級に格下げになったというようなことなんですけれども、本来、19年度に地方自治法の改正によりまして、それまで収入役が事務をとっておったのが、今回、会計管理者でもできるということになったわけなんですけれども、その収入役の職務を会計管理者が今回引き継いで今日までやっておられるところなんですけれども、職務の役割というのは公金の出し入れはもとよりのことなんですけれども、大変重要な町の金庫番としての役割も果たしておるのではないかなというようなことを思っておるんですけ

れども、そういうことで一定の権限というのも会計管理者には与えられておるといような状況になっております。今回そういうふうに6級から5級にされた、その理由が何なのかということと、もう1点は、今回それぞれ支所長補佐というようないような役職も新たに設けられてきておるんですけれども、合併当初は支所長というのがそれ相当の権限を有する者を起用するというようなことで参事級というようないことで起用されておったんですけれども、1年たつうちに課長級に格下げをされておるといような実態になっておるんですけれども、現在、支所長には予算とか余りそういうようない権限も与えられておらんといのが実態ではないかなといふふうに思っておるんですけれども、そういう中で今回、補佐級を設けられたのはどういふ意図があるのか、その点につきましてお伺いをしておきたいといふふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 会計管理者の関係でございますが、この流れ等については既に地方自治法の改正等でさまざまな要因はあるわけでございますが、出納事務の電算化の進展でございますとか、あるいは金融機関もさようでございますし、そうした部分で収入役制度の廃止といのが改正をされたわけでございます。従来、収入役として町の補佐的な役割も担ってございましたし、多分に対外的な代理も務めていただくといふような部分もあったわけでございます。こうした部分についても現状のところ専念をしていただくといふところもありますし、合併直後当時につきましては煩雑な部分もあるといふこともありますし、いろんな均衡の部分もありましたので、参事職という形で進めさせてきていただいたわけでございます。そうした部分ではそれぞれ管理職、どこが重いどこが軽いといふことはないわけでございますので、それぞれ重い責任を担っていただいておりますし、特に公金を出し入れするといふことでは十分な監督責任等もあるわけでございますが、これは他の管理職と比べてどうであるかといへば、それぞれがしっかりした責任感を持って担っていただくべきではないかといふことであります。3年数カ月が経過した中で方向としてはできるだけ参事級といふのは減員をしていきたいといふ思いの中で、今回、会計管理者につきましても一般管理職という形で考えさせていただいたところでございます。

また、支所の考え方等につきましても、合併によりますデメリット、こうしたものが非常に周辺地域の皆さん方には重くとらえていただけてきた部分でありますし、直接住民と接していく最前線の支所のあり方といふのは常にいかにあるべきかといふことで検討を加えてきたところでございます。現在、地域総務室でございますとか地域振興室等々を配置をしながら進めてきたわけでございますが、本庁とのやりとり等もございまして、どっちがどう前に

出るかという部分もありますし、もう少し整理をすべきではないかという考え方で、4月1日からは一元化をいたしまして、それぞれ支所として住民の皆さん方との室という、それはあちら、これはこちらという、住民側からすれば非常にわかりにくいという部分もあるようでございますので、支所としてさまざまな地域の実情、あるいは相談事、さまざまなものを一括受け入れて、支所長を中心にそれぞれの住民の皆さん方の行政に対する思いでございますとか課題、こうしたものもしっかり受けとめていく体制づくりをしていきたいということで、支所長補佐等も置きながら支所としての機能強化を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私も今質疑がありました会計管理者の関係で町長にお尋ねしてみたいんですが、ご承知いただいておりますと思うんですけども、地方自治法の168条で会計管理者の設置というのが、これまでの出納長、収入役にかわって法が改正されたんですが、しかし、それに伴う例えば169条では、親族の就職の禁止とか、また170条ではこの会計監査の職務権限というのでも示されておるわけですね。その中身はこれまでの出納長だとか収入役の役割や責任と変わらないんだと、こういう位置づけがされておるんですね。だからそういう役職の位置づけからいえば、会計管理者というのは当然この分類表でいう総括課長や参事の職に位置を置くというのが会計管理者の位置づけからしても必要ではないか。今ありましたように管理職としての重要な責任を持っておるといふ、これは当然でございますし、3年経過して参事級を減らしたいとか見直しをしたいという、それは全体の中で考えるべきことでありますけれども、しかし、地方自治法の中でこれほど位置づけをされて、役職の役割や責任をしておるといふのはないわけですね、ほか。いろんな課は、それぞれの町村長の権限で設置したり廃止したりできるわけですけども、この今、会計管理者というのは自治法でも規定をされてしっかり位置づけをされておると。こういう点からいえば当然そのほかのいわゆる一般の管理職とは違う位置づけが私は必要ではないかと思うんですけど、その点についての考え方、伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 会計管理者の職務等については、ご指摘のとおりであろうというふうに思いますし、特に先ほども申し上げましたように公金を扱うということでもありますので、これはさまざまな部分では一定の制約を課せられているということでもありますので、そこは自治法にのっとって会計管理者としての適正をしっかりと見きわめて任命するということになるかと思っています。そのことによって必ずいわゆる処遇面といいますか、先ほど申し上げま

したように他の課長と少し見方を変えてという部分は、私はこの3年間を見ながら必ずしもそうしなくてはならないというものではないという判断をいたしまして、当然のことながらそれぞれの部署にそれぞれの重要な業務があるわけでございます。それを誠実にこなしていただくというのはもちろんでありますけれども、さまざまな部分で会計管理者に係るものについても、先ほど申し上げましたような諸事情もございまして、受け持つ範囲、いわゆる公金をどう管理するかという部分においては他の課と同様の役割分担という意味から、今回参事職から外させていただいたということでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 地方自治法の170条で会計管理者は当該地方公共団体の会計事務をつかさどるということになっておりまして、そのいわゆる解釈等を見ますと、以前から普通地方公共団体の会計事務について近代会計法制の原則に従い、予算執行機関から会計機関を分離し、前者は地方公共団体の長がこれを行うとして、後者、いわゆるその会計については出納長または収入役がこれを行うものとされてきた。平成18年のこの改正前の出納長、収入役はもとより普通地方公共団体の長の補助機関の一つであって、長の会計監督権に服するものであるが、出納その他の会計事務の執行については独立の権限を有するものであり、当該事務の執行について普通地方公共団体を代表するものであるとされてきた。平成18年のこの改正によって特別職である出納長及び収入役の制度が廃止されたと。しかし、会計機関として一般職の会計管理者を置くこととされたが、これらのことについては変わらないものであるというそういう位置づけをされておるんですね。だから今、町長が説明される一般の管理職と同じような位置づけなんだということではなしに、特別なそういう位置づけがあるんだということをこの自治法でも規定しておるわけですから、そういう面からいけば会計管理者というのはそういう位置づけにしっかり置いて、私は運営していくというのが原則であるし、自治法に基づくものだこのように思うんですけども、もう一度その点について伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 18年の自治法の改正にございますものは、やっぱり背景的なものもありますし、特別職である収入役制度によらなくても会計事務の適性な執行は確保することが可能という判断がなされているというところでもありますので、そこで先ほどからくどくど申し上げておりますけれども、やらなければならないことは確かに重要でありますし、特に公金を扱うということでもありますので、その責務は重いものがあるかと思っておりますし、それゆえにさまざま条例の中でしっかりそのことは明記をされていると。しかし、先ほど申し上

げましたように、必ず一般管理職以上のものでなければならないということでは私はないというふうに思います。これはその任につく者の自覚、そしてまた我が町としての考え方、こういう中でそれぞれが認識をしながらしっかり受け持ちの仕事をこなしていくということで、何ら問題はないというふうに思っておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案をされております議案第10号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

提案されております内容で特に指摘したいのは、会計管理者の位置づけであります。平成18年に地方自治法の改正に伴い、これまでの出納長、収入役の制度を廃止し、地方自治法第168条で会計管理者の設置とし1人置くとされました。この名前については、これを換えることはできないということもあわせて規定をされております。この出納長、収入役の制度を廃止し、会計管理者と変更されても、これまでの役割、位置づけ、責任、そういうものは変わっていません。地方自治法169条では親族の就職の禁止を定めるなど、会計管理者の位置づけを地方自治法第168条の改正前出納長、収入役と同じように職務の重要性を位置づけています。

さらに地方自治法第170条では、普通地方公共団体の会計事務について近代会計法制の原則に従い、予算執行機関から会計機関を分離し、出納長または収入役が行うものとし、さらに出納その他の会計事務の執行については独立の権限を有するものであり、当該事務の執行について地方公共団体を代表するものであるとされてきました。平成18年の改正で出納長、収入役の制度は廃止をされました。しかし、会計管理者と改正されましたが、これらのごとについては変わらないものであるとされています。今回の改正で会計管理者の職を一般の管理職にすることの根拠がいろいろ説明がありましたけどもあいまいであります。地方自治法の位置づけ、その責任と役割、重要性を考えますと、会計管理者の職というのは参事として位置づけておくべきだという点を指摘をして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結します。

これより、議案第10号を採決します。

議案第10号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(多数 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第11号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第13、議案第11号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、議案第11号を採決します。

議案第11号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第12号 京丹波町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第14、議案第12号 京丹波町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 1点伺っておきたいと思うんですけども、今回提案になっております特殊勤務手当の内容で、待機手当というのを新たに設けるということになっておりまして、診療所に勤務する医師に対して支給することができるということになっております。いろんな見直しの中でこういう手当を出すということになったというように聞いておるわけですが、そういう手当を支給するということは、それに当然責任と義務もついて回るわけですが、そういうものに伴う医師の合意と申しますか、納得と申しま

すか、そういうことも特に必要だと思うんですけども、その辺については十分合意ということになっておるのか、その責任もついて回るということでございますのであわせて伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） お尋ねがございました特殊勤務手当に関しまして、今後4月以降残っていただきます中村所長とは何度もお話をさせていただきまして、当然その責任を受けとめていただいているところでございますし、合意もいただいているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東まさ子君） 少し伺っておきますが、オンコールに伴う待機手当ということですが、これは出向いてこられることもあるかもわからんし、電話だけの対応もあるかもわかりませんけれども、あるかなしかによるよらないというそれはないんですか。もう一定同じ待遇ということですか、あってもなくても対応が。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 基本的には対応をいただくことを前提にしておりますので、何かあったときにお世話になるということが前提です。しかし、患者さんの病状によりましては当直に切りかえたりとか、そのような対応も必要かと考えております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第12号を採決します。

議案第81号 京丹波町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第13号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第15、議案第13号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の

制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、議案第13号を採決します。

議案第13号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。10時10分より再開いたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時10分

○議長(岡本 勇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第16、議案第14号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第16、議案第14号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

12番、篠塚君。

○12番(篠塚信太郎君) 今回の国保税率の改正でございますが、所得割で医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分合わせまして合計7.9%が10.1%ということで2.2%引き上げがされるということでございまして、資産割につきましても40.4%が48.8%と8.4%、均等割、平等割につきましてもそれぞれ大幅な引き上げがされるということで、この税率が適用されますと平均1人当たり、今2万円弱の引き上げになるということでございます。特に所得割の税率算定基礎の所得額が、所得税の確定申告とか町府民税の所得申告がされない時期に推計で算定をされておりました、そういう税率でございましたから、現時点では非常に大ざっぱでいいかげんな税率であるということはおもう明らかなでございます。また資産割の税率の算定基礎の固定資産税でございますが、評価がえによりまして大幅に税

額が変動するということも考えられますし、均等割、平等割につきましても、その算定の基礎となります被保険者数、世帯数につきましても、これは常に移動があるわけですから、21年度の被保険者数、世帯数とは異なってくるということは明らかでございます。したがって、この税率で保険税の本算定を行いますと、21年度に必要とします保険税の賦課総額に間違いなく過不足が生じてくるというふうに思われます。本算定時に保険税が不足、または取り過ぎた場合にどのような処理をされるおつもりなのか、お伺いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 本算定につきましては、当然そういうことも出てこようかと思っております。それがいわゆる本算定ということでございますので、当初からそれを見込んで、なるべく近い数字ということで予算は見積もらせていただいておりますので、その点をご容赦をいただきたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 12番、篠塚君。

○12番（篠塚信太郎君） 過不足が生じるということは間違いのないということ、そういう答弁でございました。不足が出た場合、21年度までですと安易に基金を取り崩して穴埋めをしたというようなこともございますし、そういうことにはなってはならんというふうには思っています。取り過ぎた場合には非常に今引き上げになるわけでありますから、非常に負担がまた重くなるとこういうことになるわけでございます。したがって、現時点での税率の算定は時期尚早でありまして、所得、固定資産税、被保険者数、世帯数が確実に把握できます6月に税率を算定すれば保険税に過不足を生じない税率が算出できるわけでありまして、6月に再度提案されるお考えはないかお伺いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） そのようなことはちょっと私は想定をまだしたことはございませんで、医療費につきましても当然見込み数値でございますので、このあたりも当然変わってこようと思っておりますので、予算というものはそういうものだというふうに理解をしております。

○議長（岡本 勇君） 12番、篠塚君。

○12番（篠塚信太郎君） 起きてしまっただけのこと想定してないということでは、この税率自体が安易であるということはこれはもうはっきりしてまして、1人当たり保険税額の2万円弱を引き上げられるこの税率の改正でございますが、その引き上げの大部分が予算委員会でもございましたように、昨年度までのこの予算調整での執行部のミスによるツケを補て

んする引き上げとなっているとこういうことをございまして、さらに100年に一度と言われます経済不況によりまして、多くの方が解雇などによりまして職を失われている状況の中での大幅な引き上げ額ということで、非常に負担能力を超えるものでございますので、引き上げ額の半分ぐらいは一般会計から繰り入れをしまして被保険者の負担を軽減すべきときであるというように考えますが、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 景気悪化の中ということに関しましては十分認識をしておるところでございますが、すべてをそういうことの中で一くりに考えてまいりますと、制度そのものがもう維持できなくなってしまうということであろうと思っております。したがって、そういう経済不況の部分の対処ということと国保税の引き上げの問題ということは、また別個の問題として考えていくべきではないかこのように思っております。

したがいまして、一般会計からの繰り入れにつきましては、これまで町長から答弁をいたしておりますように、全町民が国保加入者ではないということでございますので、特定の保険者グループに係るいわゆる赤字の補てんというものを一般会計から補てんするのはどうかということで、その点については現在控えさせていただいておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今、篠塚議員からもありましたけれども、いわゆる国保の加入者が特定のグループだという見解であったんですが、皆さん、職業を持っておられるときにはそれぞれの組合の保険に加入されておるんだけど、退職されたら皆国保に入られるわけですね。だからそういう考え方というのをしっかり見ておかなければ、大きな考え方のずれが出るんじゃないかと思うんです。要するにいろんなそれぞれの健康保険なり国保なり、そういう全体としてはいろんな制度の中で運営されておるんですが、その中で国保というのはそれぞれ加入者が負担をして運営すべきだということというのが言われるんですが、実際に勤めておられるあなた方は一体何ぼ払っておられるんやと私ども聞きたいんです。役場の職員で年収200万の方があるとすれば、当然あると思うんですけど、健康保険の加入の料金を教えていただきたいと、一体何ぼ払っておられるのか1点はお尋ねしたいと思います。それは半分は事業者負担として町民の税金を投入して負担しておるわけですから、その辺もはっきり理解をしていただきたいというふうに思うので、ちょっと改めてお尋ねしたいと思います。

それから、近隣町の状況をよく聞くんですが、21年度それぞれ近隣町、市が多くなったわけでございますけども、議会もそれぞれ進んできておるわけでございますけども、当然その中ではこの国保なり国保税のそれぞれ1世帯当たりなり1人当たりの調定額がもう出され

ておるわけですから、当然これは公のものでありますから、その辺は担当課としても確認をさせていただいて、一体京丹波で出されておる料金、調定額とどう違うかというのもお尋ねしたいというように思いますので、その点ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 一般会計からの繰り入れの関係につきましては、私が思っておりますのは、一般会計でやるというのは、全住民を対象としたいいわゆる福祉医療でありますとか、母子医療でありますとか、中学生までの200円で医療が受けられるという施策でありますとか、そういうすべての方を対象としたものについてやっておるというふうに理解しております。

あと役場の職員のということでございますが、年間200万円の所得でということにつきましては、おおむね年間16万5,000円ということでございますが、これはあくまで制度と申しますか、仕組みが異なっております、個人の給与のみに関して比率を掛けて算出をしてやっておるということでございますし、年齢構成も違いますし、いわゆる1人当たりの医療費というのも当然低うございますので、そのあたりはそれと比べてどうかというのは簡単に比較をするというのはどうかというふうに思っております。

それから、近隣の税率の比較ということでございますが、これにつきましてはこの間の予算委員会で資料はお示しをさせていただいたところでございますが、近隣だけは一応調べております。まだこの公表はされてないと思いますのでちょっと申し上げにくいわけでございますが、おおむね1万円から1万3,000円ほど21年度でも高いというのが実態です。ですから、あるところでは10万円を超しておるという状況でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 先ほどもありましたけれども、不況の中で本当に職を失う方、そういう収入の減る、実際聞いておりましたも仕事に行かない日がふえてきたということもありますし、給料そのものも何割の収入賃金ということも、これは現実に我々の周りでも起こってきておるわけですから。そういうことを考えますと、国保の加入者についても所得が下がってくる。3月で申告もされましたけれども、そういうことからしますと非常に払える、払えない、払いたくても払えないと、こういう状況が当然生まれてくると。結局は収納率が下がってくる。また、課税のいわゆる基準が下がりますんで、当然保険の会計上足らなくなるということも起こってくるということも想像されるわけですが、そういう中で本当にそういう医療費の減免、いわゆる制度としてある44条や77条の役割、そういうものも必要だと思っておりますけれども、こういう経済情勢の中でそういうものも私はこの際規則としてしっか

り確立すべきだというように思うんですけども、その点についての考え方を伺っておきたい  
と思います。これは町長に答弁をお願いします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） いずれにいたしましても、非常に昨年6月以来の不況でございますので、それぞれ被保険者の皆さん方の実情というのは差し迫ったものがあるかというようには思いますが、一方で国保制度の維持というのは保険者、被保険者でルールを定めながら維持をしていくということが大事でありまして、いつも申し上げておりますように、これだけ医療が高度になってきて、それだけ平均寿命につながっているということもあろうかと思えますし、難病も治癒できるというところに来ておるわけでございます。それがいわゆる国民だれでもがそういう医療を受けられるというためには、こうした制度そのものをどう維持していくかということでありまして、そこに税率をどう考えていくかとか、あるいはまた今ご指摘のようにいろんな状況が生まれたときにどう減免措置をしていくか、その辺の規定をどう明確化しておくかという部分についても、これはこれまで7割近い方はそうした措置をお受けになっておるわけでございますので、そうした中でできるだけ急激な保険税のアップを避けてきたわけです。これから高齢化、あるいはまた全体数が減ってくるという中でどう維持をしていくかということになると、税率等どうしても下がっていかざるを得ない、こういう状況に来ているというふうに思います。

これは直接それぞれの方々に影響するわけでございますけども、しかしこれをだれかが見ればいいといっても、それは結局それぞれが見るという以外にないわけで、どこかでどんどんお金が吹き出しているというわけではございませんので、その辺は全般を見て公正・公平な原則のもとにそれぞれの事業を進めていかざるを得ない、あるいはまた制度維持をしていかなければならないということでありまして、合併以後、できるだけ軽減措置を図ってきたところでありますけれども、これから将来安定させて国保会計を運営させていこうとすれば、今お願いをさせていただいておりますような部分で、さらに翌年度も引き上げざるを得ないという状況でありますし、その次もそうでありますし、そうした中でいかに皆さんが安心して医療を受けていただける体制を構築していくかということにあらうかと思えます。この21年度で仮に下げたといいたしましても、その翌年度にはさらに今回お示ししてありますようなアップをしなければ国保会計そのものがもたないということでありまして、ここは大変な時期ではありますけれども、できるだけ緩やかにという思いはありますけれども、最低限のところは維持していかざるを得ないということになりますと、今回お示ししているような部分では改正をお願いしたいということでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） もう1点お尋ねしておきたいのは、一般会計からのそういう繰り入れの問題は基本的には考えてないということなんですけども、府下の市町村、そういう一般会計の繰り入れをしておる政策的な取り組みをしておるところもあると思うんですけども、それは何市町あるかつかんでおられるのかという点をひとつ伺っておきたいと思うんです。

先ほど課長の方から役場の職員の、例えば200万円の所得でしたら16万5,000円という、それは比較にならないということがありましたけども、負担しておる金額といえますか、負担しておる立場としては同じだと思うんですけども、国保の場合でしたら160万円ぐらいの基準総所得がありますと、20年度まででしたら31万円ありましたね。今回の上げ幅で三十七、八万円になるということで、結局、家族だとかそういうこともありますけども、それぐらい下がるんだと、役場のいわゆる公務員として払っておる保険料というそういう認識に立って物事を見るということと同時に、限られた保険者ということではなしに、それぞれの分野分野の保険制度をしながら全体が国民が何らかの保険制度に入っておるということ、そして国保については国もどんどん財政措置を切り下げてきておるというこういう大きい問題はありますけども、市町村としてもそういう考え方を踏襲して支援もしながらやっていくということが私はもう非常に大事だと思いますので、改めてその点について伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 府下の市町村におきまして赤字補てんをしているところがあるかということでございますが、2カ所はございます。ところが、赤字補てんをしてもなお赤字であるというのが実態でございますので、その点を申し上げておきたいと思います。

（「どことどこ。」という声あり）

これはちょっと公表は控えてくれということでございますので、申しわけございません。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東まさ子君） 大変保険税が上がっていくということになります。必要なお金は皆保険税で見たいこうとするならば、本当に限りなく負担がふえていくということになります。特に健保と違う点におきましては、世帯の構成員が多いほど1人当たりの均等割がついてくるので、健保でしたら1人の働いてる方についていくわけでありますが、国保の場合はそれぞれ入っている家族の数によって負担がふえていくという点でも、本当に制度的に大変しんどい制度であります。そして一つお聞きしたいのは、滞納世帯ですけど、今どのぐらいあるかお聞きをしておきたいと思います。

それから山田議員が言っておりましたけれども、保険税を他町村と比べるときには所得基準を見なくては正しい比較はできないというふうに思っております。滞納世帯についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） 私の方からお答えをしたいというふうに思いますが、20年の3月31日現在、昨年の年度末の現在で485戸ございました。今般2月末で見ますと、440世帯ということになっております。以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

5番、今西君。

○5番（今西孝司君） ただいま上程されている議案第14号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行うものであります。

関連する議案第44号 京丹波町国民健康保険事業特別会計予算では、予算委員会を3月18日に日延べして担当課長から詳しく説明をいただきましたが、説明を聞けば聞くほど今回の値上げが住民に及ぼす重大性を痛感せざるを得ません。値上げやむなしという立場で説明を聞くのであれば、その説明も一定理解できるものであるとは思いますが、ああだこうだと理由づけをしてみても、平均して1人1万9,337円、1世帯当たり3万3,431円、38.5%という大幅な値上げとなることは動かしがたい事実であります。京丹波町は伊根町、綾部市に次いで京都府下では下から3番目に国保税の低い自治体であったから、今回の値上げはやむを得ないのだという見方もあるかもしれませんが、今日のように景気が落ち込みリストラのあらしが吹き荒れる中であって、1世帯当たり3万円以上も国保税が一気に値上げされることになるということは、町民にとっては耐えがたいことであると言わざるを得ません。

また、こうした時期にありながら、いろいろなものの値上げが続く一方、リストラとまでいかなくとも収入の方は容赦なくカットされている人が多いと聞きます。こうしたときこそ取り崩す基金が底をついているのであれば、一般会計からの繰り入れを行うべきであると思います。国民健康保険は、国民皆保険と言われる中であって、生活に追われる弱者にとってはもうこれ以上逃れようのない最後のとりでであるというべきであります。であるからして、手厚い保護も必要であると考えます。大幅な値上げが行われれば保険税を納めようとしても納められない未納者がますますふえることになり、徴収率の落ち込む原因をつくり出すこと

にもなります。短期保険証や資格証明書の発行がふえ、診療の抑制がふえることとなり、し  
いては手おくれの患者がふえることともなりかねません。町民の命にかかわる重大な問題で  
あるだけに、もう一度よく再考されて値上げを思いとどまられるよう促し、反対を表明する  
ものであります。

○議長（岡本 勇君） 9 番、西山君。

○9 番（西山和樹君） 平成 2 1 年度の国民健康保険税条例に対して賛成の立場で討論をいた  
したいと思います。

まず、国保運協の一員といたしまして、本件に関して苦肉の策というふうには言わざるを得  
ないと思うんですが、賛成の意味での要旨として国保は保険税を最後のとりでとしての制度  
で、この制度の堅持と継続は当然に、これは行政とともに被保険者の義務でもあると考えら  
れます。これは現在よく言われております中福祉、中負担ということにならざるを得ないと  
思うんですけども、現制度といいますのは保険証一通ですべての受診、治療が可能なの  
であります。際限のない高度な、それに伴う高額医療というものが適用されるのであります。  
拍車のかかります少子高齢化の社会とそれに伴います高度の医療、これを賄うのが被保険者  
の負担する保険税であります。

現在の国保会計は、収入に相当した金額で支出を組むという予算は不可能であります。こ  
れは支出を想定して予算を組むということ、これは支出削減は事実上もう不可能なんであり  
ます。これは伸長著しい医療費の財政収支を支えるのには、もう二者択一しかない。まず給  
付を引き下げるためには、医療を中断するとか、粗雑にするといえますか、それ以外な  
いわけであります。こんなことは事実上不可能でありまして、あとは残る一つとして保険税  
を引き上げるということしかないわけであります。この窮余の一策と申しますか、これによ  
って賄われるということになるわけでございます。

方法論としては、一般会計から繰り入れて段取りをするということもないわけではないだ  
ろうと思いますけれども、これは今さっきもお話がありましたように、全町民が国保の加入  
者ではございません。一般社保、それから健保組合、そういうところからの分、当然町の職  
員の場合は共済というのもございますけれども、それ以外は大半が一般企業に勤めておられ  
るわけです。そういう中から全町民への施策が原則としては、現在、特定健診であるとか、  
人間ドックであるとか、健康教育等の保健事業というものが現在なされておるとい  
うことでございます。もう既にご考証のとおり、基金の取り崩しももう事実上ないと。ことし仮にや  
ってしまえば、あとゼロになりつつあるような残高というのは、もう皆さん方ご承知のと  
おりでございます。これも底が見えました。もうこれ以上たたくところはないということでご

ざいます。

本税の引き上げは、制度維持を目的とした相互扶助の精神に基づくべきものでありまして、所得応分で一定負担を原則とするものでございます。一般経費の増額と本国保税の引き上げは、十把一絡げで論じるものではないというふうに考えております。所得応分で一定負担を原則としたものをお願いせざるを得ないというふうに考えております。一般経費の増額と本国保税は十把一絡げで論ずるものではないということは今申し上げたとおりでございますけれども、所得の低廉化といえますか、現在の不況の中での低廉につきましても、所得保障の問題でありまして、これは国保税問題へ転嫁することは筋が違っているのではないかとこのように考えられます。失業などは失業保険で補てんされ、また雇用保険も社会保険の一つの制度でございます。毎年度ごとに万に一つの国税の引き上げを決して期待するものではございませんけれども、税率の改定というのは年度ごとに流動的なものであるというふうに解釈しております。もちろん剰余金が出ました際には、当然引き下げもあるということでございますが、今はとてもそれを論じる時期ではないというふうに考えております。毎年の国保税を注視する意味でも、その会計の状況をつまびらかにするとともに、常に被保険者に明示して告知することが大切なことであろうというふうに考えております。

以上のまとめといたしまして、この不況のあらしの中で本税の引き上げをするということはやむを得なくても、賛成するのは極めて不本意で苦渋の選択ではございますけれども、これを何とかせざるを得ないという背に腹はかえられんという言葉がございましてけれども、これはよくよく理解をしていただきたい。この上は本税への滞納とか、さっきもございました440世帯についての滞納、それからそれを引きずった後の負の欠損ということに至ることのないように、その回収に最善の尽力を期待しまして、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第14号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回提案されているのは、国保税の税率を20年度に続いて21年度も引き続いて上げるというものです。今回の値上げによって、保険税は1人当たり年額6万8,218円から8万7,280円に1万9,000円の大幅値上げとなります。今深刻な経済危機の中で売り上げが落ちた、あるいはまた仕事がないなど声が上がっています。農業も商売も会社勤めの人も節約で切り詰めて生活をしている中で、なぜこのような大幅な負担を押しつけられるのでしょうか。昨年からは国でも不況対策として雇用や生活支援に財源措置がされ、緊急の経済危機への対策がとられつつありますが、国保税についても緊急措置として今回の値上げ案を

撤回することを行うべきだと考えます。国の政治のもとで税額控除の廃止や年金受給額の引き下げ、あるいは営業の不振などで収入が落ち込むのに、税金や保険料の支出がふえております。

また、収納率の悪化も問題になりますが、国保には年所得が100万円以下の世帯が68.4%、200万円以下では87.4%という世帯が加入している保険であります。国保中央会によりますと、年収300万円の人の国保税は20万円から32万円となっておりますが、健康保険の保険料は8万円から14万円となっており、国保の保険税がいかに高いか歴然としております。本町でも被保険者の約15%が滞納者となっております。相互扶助の精神で負担をと言われてきましたが、もはや負担の限界を超えて医療受給権を侵害するような事態となっております。払いたくても払えない保険料、病気になっても安心して医療にかかれないう事態を解決するためにも一般会計からの政策的繰り入れを行い、憲法や国民健康保険法の理念に沿い、被保険者の支払い能力に見合った保険税にすべきであると考えます。したがって、今回の引き上げには賛成できません。さらにすべての被保険者に保険証の交付を求めまして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで、討論を終結します。

これより、議案第14号を採決します。

議案第14号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（半数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 賛成、反対、同数につき、議長裁決といたします。

議長といたしましては、原案賛成でいきます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第15号 京丹波町国民健康保険事業特別会計（質美診療所勘定）財政調整基金条例を廃止する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第17、議案第15号 京丹波町国民健康保険事業特別会計（質美診療所勘定）財政調整基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

2番、坂本君。

○2番（坂本 美智代君）

今回これ出されておりますのは、瑞穂病院への統合に伴うものではあります、瑞穂病院

の体制なり、また質美の診療所の体制が変わります。特に質美なんかは、これまで3回あった診療が2回になったと。そして医師も外科の先生ばかりということではありますが、この説明がもう来はった患者さんに対して医師から説明をしているというような状況であります。やはり医師不足であるということによりましてこういう体制になったのはわかりますが、今回、和知の診療所の体制のことでもこの間、福祉厚生の常任委員会の中で町長は防災無線によって住民の皆さんに説明をするということをおっしゃってましたが、質美にしても瑞穂地域にしてもそういった町長みずからきちっと体制の説明をすべきであると思いますが、その点、町長どのように思われますか。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 診療所の病院への附属化ということ等につきまして、どこまで住民に周知ができていくかということでもあります。ご指摘の点もありますので、できればこれまでどおりの体制を維持したいという思いで取り組んできたわけですが、週3日という部分も2日にせざるを得ないという状況でございます。担当されておるそれぞれの先生の科が外科であるということへの不安というのも一部抱かれているかというふうに思いますけれども、ベテランの先生でございますので、すべての部分について十分見ていただけるということは確信をいたしておるわけでございます。ただ日を1日減じざるを得ないということでもありますけれども、これは一方では患者数の減もあるわけでございますので、その地域、地域に合った形というのもどこかでは求めていかざるを得ないというものもあろうかと思えます。おくれればせながらでございますが行って説明をさせていただきたいというふうに考えておりますし、それぞれ団体の皆さんでございますとか全員にという部分をケーブルテレビでさせていただくか十分検討させていただいて、いずれにいたしましてもこうした変化についての説明はさせていただきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第15号を採決します。

議案第15号 京丹波町国民健康保険事業特別会計（質美診療所勘定）財政調整基金条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第16号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第18、議案第16号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提案になっております条例にかかわってお尋ねしておきたいと思うんですが、今回これまでの療養病床8床をすべて一般病床の47床にするという提案になっておるわけでございます。昨年のおきに17床を8床に削減して経営改善を図ろうということと、今回この8床を減らすと、一般病床に移行するというところで経営改善との関係ではどのような効果を考えておられるのかちょっとお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 20年度の療養病床の稼働率は大変低うございまして、最近ではここ半年余りは25%程度でございます。稼働率が低いことも含めまして、マイナスが療養病床では生じております。今回一般病床に変更することによりまして病床稼働率を70%と見込みましても、一般病床で13対1の看護基準を維持できましたとすれば約800万余りの増収を見込んでおります。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当の課としては、そういう稼働率が悪かったという要因というのはどこにあったのか。高齢化が進んでいく中で非常に療養病床というのは必要性が特に強調されて設置されてきた経過もあるわけでございますが、実際いろんな特養なんかの待ちという方は相当年々ふえてきておる状況があるわけでございますけれども、療養病床という病院という関係からいうと、医療の関係になるわけでございますけれども、その辺のことからいうとどういようにされておるのか。これよりもいわゆる介護のそういう病床の方が希望が多いというそういうことなのか、ちょっとその辺、京丹波も全体に考えても非常にいろんな施設への待機が多いという中で、病院のこの病床の稼働率が悪いというのはどういう関係なのか、どう分析されておるのかお尋ねします。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君）　すべてを詳細に分析できているとは申し上げられませんけれども、療養病床を退院される方が介護のベッドの方を希望される場合もございますし、瑞穂病院といたしましては在宅へのシフトと申しますか、在宅療養を支援する体制を充実させていっておることから、在宅での療養も可能になった方もあるのではないかと考えております。

○議長（岡本　勇君）　これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田　均君）　ただいま提案されております議案第16号　京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

提案されております内容は、これまで設置をされておりました療養病床すべてを廃止して、47床全部を一般病床に変更するというものであります。昨年の病院体制や経営改善の見直しで、それまであった17床の療養病床を8床に削減をいたしました。今回の提案は、その8床の療養病床すべてを廃止するというものでございます。

もともこの療養病床を設置した目的は何であったのか。高齢化が進む中でその必要性から設置をされてきました。今回の見直しは京丹波町全体の中で役割分担と経費の削減が大きな目的と言われておりますが、周辺部ではどんどん進む高齢化と過疎化の中で毎日を何とか安心して暮らしたい、こういうささやかな願いにこたえるこの削減は方法なのでしょうか。住民と一緒に考えて方向を見出すことが何よりも必要であります。その取り組みがまさに住民自治でありまちづくりです。瑞穂地域では今回の見直しに何の説明も考えていないと言われてますが、もっと丁寧で親切な対応をすべきです。せめて区長会なり老人会なり婦人会などでも説明すべきですし、そういう合意を求めていくということが何より大事だと考えます。

新しい京丹波町として出発をしましたが、当然そこには旧町ごとの歴史や経過もあります。こうしたことを無視するのではなく、十分そういうことを踏まえた取り組みをすべきであります。旧瑞穂町では長年、病院は住民の努力で維持をしてきた、そういう経過もあるわけですから、そういうことを無視するのではなく十分な時間をとって丁寧な対応と対策という取り組みをするべきであります。上から一方的に決めたことを押し進めるのではなく、住民合意と納得を優先して取り組むべきことを指摘して反対討論といたします。

○議長（岡本　勇君）　3番、山内君。

○3番（山内武夫君）　それでは、ただいま上程になっております議案第16号　京丹波町病

院事業条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をしたいというふう  
に思います。

全国的に医師、看護師不足が叫ばれておる現在ですが、病院の存続自体が問われている深刻な状況の中で、今回、京丹波町病院の47病床すべてを一般病床に見直すこととなりました。町立医療施設における医療機能の役割分担と連携を基本として病院と診療所の役割を明確にする中で、入院機能については病院に集約をしようとするものであります。今日の医師不足は本町のみならず大変困難な状況であります。開業医などの少ない地域の状況を踏まえ、附属診療所の一体的な運営や訪問診察、訪問介護、訪問リハビリなど在宅療養支援の継続推進が極めて重要であります。

本年4月からは、京丹波町病院と名称も新たに質美診療所を一体化し、名実ともに京丹波の中核医療施設としての役割を果たしていくこととなり、急性期医療の充実と在宅医療の一層の推進が図られるもとで町民の安全・安心が期待をされるものと確信をいたします。

今後におきましては、京丹波町病院と直診・和知診療所との連携のもとに、町民が安心して利用できるよりよい地域医療の確保を念頭に通院体制の整備なども検討されるよう要望し、賛成といたします。

○議長（岡本 勇君） これで、討論を終結します。

これより、議案第16号を採決します。

議案第16号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第17号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第19、議案第17号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

2番、坂本君。

○2番（坂本美智代君） 今回の条例改正は、3年に一度の介護保険の見直しに伴いまして、この3町ではこのときに保険料を統一するというものであります。この出されました資料を見させていただいても、3町の中で瑞穂が一番、ほかの丹波、和知は下がっておりますが、

瑞穂のふえる割合が物すごく高いと感じます。その中の特に第一段階であります生活保護受給者とかそういった第一段階の方を見ましたら、これまでは年額1万4,400円が今度2万4,500円と1万100円ほど上がることとなります。これ月にしましたら833円もの毎月これまで以上に上がるということとなりますが、支払えるとお考えであるのか、この負担が物すごく第一段階の方にとっては大きいのではないかと思います、その点はどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（岡本 勇君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 現状の保険者の方で見させていただきましたところ、基本的にこの第一段階といいますのは生活保護受給者の方でございまして、老齢福祉年金の方で瑞穂地区の方、該当の方はいらっしゃいませんでした。ということで、基本的には生活扶助費の方で支援されるということでございまして、個人的にお支払いという形ではなくて生活保護の扶助費で対応をいただけるものということで、基本的には影響はないものというふうに判断をしております。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東まさ子君） これまでの介護保険料の基金がたまっていたわけではありますが、その基金というのはこの保険税を算定される時にどのように加味されているのかお聞きしますのと、それから全く新しいサービスを開始されたということもあるのかないのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 基本的に基金に関しましては、全額投入で算定をさせていただいております。

それから、新しいサービスということですがけれども、基本的に新しいというサービスはございません。事業といたしまして、先般も説明させていただいたと思うんですけども、介護教室というような取り組みで地域介護力向上対策事業でありますとか、それから一般施策で実施しておりました生きがいデイサービスを介護予防の観点を入れて介護の事業として取り組みをさせていただくということでございます。以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（岡本 勇君） 2番、坂本君。

○2番（坂本美智代君） ただいま提案をされました議案第17号 京丹波町介護保険条例の

一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

今回提案をされております介護保険料の改定は、第4期介護保険事業計画、平成21年度から23年度の策定に伴い改定を行うものであります。本町は合併協議の中で介護保険事業計画策定の見直しの時期に統一をするとありました。これまで旧丹波、瑞穂、和知では、それぞれ異なる保険料で支払っておりましたが、それは旧丹波と和知においては借入金の返済があったため、その分高い保険料となっておりました。

しかし、今回統一となり、年額4万9,000円、月4,083円となっております。保険料の段階はこれまでの7段階から特例を含め10段階とし、旧丹波と和知は下がっておりますが、旧瑞穂地区においては16.4%も上がることになります。介護保険料以外にも国保、後期高齢者医療費、公共料金などを支払うために生活を切り詰めてきているというこうした年金暮らしの方にとって、支払い能力を超えたものとなっていることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 13番、吉田君。

○13番（吉田 忍君） それでは、ただいま上程されております議案第17号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

本条例の制定は、第4期介護保険事業計画、平成21年度から23年度の策定に伴い保険料改定を行うもので、これに伴い昨年の11月から高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画策定のためにアンケート調査が実施され、その調査結果やその内容、サービス料を見込み、合計4回策定委員会が開催される中、協議検討をされてきました。

また、保険料率設定のため現行の7段階から10段階に改定され、被保険者の負担能力に応じてきめ細やかな段階が設けられました。これらの結果を踏まえ、保険料月額4,083円、年額4万9,000円と設定されたところであります。京都府下平均月額4,300円より下回り、町民の方々に理解願える料金と確信する1人であります。今後は、保険料がどのように使われているのか具体的に町民の皆さんにお示しするとともに、滞納者を少なくするさらなる研究となお一層のご努力をご期待し、介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで、討論を終結します。

これより、議案第17号を採決します。

議案第17号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第20、議案第18号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、議案第18号を採決します。

議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第21、議案第19号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

3番、山内君。

○3番（山内武夫君） 1点お聞きしたいというふうに思うんですけども、今回、マスターズハウスと瑞穂マスターズ農園を丹波ワインの株式会社に指定をしようということなんですけども、ご承知のとおり、平成18年から今日まで瑞穂農業公社が指定を受けてきまして、特産品の開発や地産地消を基本に安心・安全な丹波ブランドとして販売の方にも大変力を入れておられて、現在まで取り組まれてきたわけなんですけども、今後とも事業の目的に沿ったそういう事業展開というのが、またことは期待をされておったというふうに思っておるんですけども、今回、丹波ワインと農業公社の2社だけが応募があったという中で丹波ワインが指定をされたわけなんですけども、その選定委員会での選定の経過と、それから丹波ワインに決定したその理由を簡潔にお答えをいただきたいというふうに思います。

- 議長（岡本 勇君） 田端参事。
- 参事（田端耕喜君） 今回、指定管理としてお世話いただくことになりました丹波ワインに決定をさせていただきました選考理由でございますが、本件に係りましては指定管理者の選定委員会を設けまして、その中でそれぞれ条例の4条の1項の第1号から第4号まで、あるいはまた指定管理料等々につきましてもその計画書の内容等々を皆さんで検討をさせていただきました。さまざまなご意見は出たわけでございますが、その中で最終的にやはり今回の事業計画書の中身を検討させていただく中で、丹波ワインさんの方に最終的に評点を加えさせていただきますまして、皆さんの合計点数の中でその決定を見たということでございます。本件に係りましては指定管理ということでお世話になります民間活力の導入がある中で、今後やはり行政と一体となったまちづくりにも一緒に寄与していただくことを期待を申し上げて、こちらの方に決定をさせていただいたというようなことでございます。以上でございます。
- 議長（岡本 勇君） 5番、今西君。
- 5番（今西孝司君） 指定管理者の問題では、丹波食彩の工房が指定管理に移されたんですけれども、移されてから当分の間は機能をしていなかったというようなことがあったんですけれども、今回のこのマスターズハウス及びマスターズ農園については、そういうことはなくスムーズに移管ができるのかどうか、そこら辺のところをちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。
- 議長（岡本 勇君） 田端参事。
- 参事（田端耕喜君） 現状でこの施設のそれぞれお世話になる部分というのは、仕様書の中で明記をさせていただいております、私どもといたしましてはこのマスターズハウス・農園等につきまして若干のその中での準備期間は必要になるかと思いますが、スムーズに移行をしていただけるといふふうに聞かせていただいているところでございます。
- 議長（岡本 勇君） 10番、山田君。
- 10番（山田 均君） それぞれお尋ね、質問もあるわけなんですけど、私もお尋ねしておきたいんですが、今、指定管理をするための仕様書というのを特に言われるんですが、その仕様書というのはどういうものが仕様書ということになっておるのか。条例やとか施行規則もあるんですが、そこではそういうものがないわけなんですけども、この仕様書というのはどこがつくり、どういう内容のものなのか、1点お尋ねしておきたいというふうに思います。
- 議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。
- 産業振興課長（山田 進君） お尋ねの仕様書につきましては、これは指定管理をする中で、その選定委員会のいわゆる一定の参考資料ということで申請書を出していただくわけ

なんですが、その申請書をつくる際と申しますか、こういうことは必ずやっってくださいよという、簡単に言えば、内容のものでございます。その中には施設の大きさとか、あるいは利用時間の関係とか、いろいろその施設、施設によりましていろんな特徴もございまして、そのあたりを明記いたしまして、それに従って、例えば丹波ワインさんであればどういう運営をされるかとか、あるいは公社であればどういう運営をされるかということをつくっていただく一つの一番ベースになるものというものでございます。その中で一番重要なのが、その施設管理における基本的な考え方というものにつきまして、施設につきましては地産地消と、それと都市交流というものを掲げておりますので、そのあたりにつきまして独自の計画と申しますか、企画案を出していただきたいという部分が一番重要な点でございます。

また、施設管理の管理業務とかいろんな細かいことを記載しておりますが、それに沿ってどういう管理をされるかとかそういういろんな内容がございまして、そういうものを示したものが仕様書というものでございます。以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 一番基本となるのは施設の建設をしたといいますか、その目的やと思うんですね。もちろん条例にもそういう定めがあると思うんですけども、このマスターズの場合には、農畜産物の加工やとか市民農園やとか都市との交流やとか特産品づくりに関する調査・研究、その他必要な事項というのがテーマになっておったんですけど、その大もととしては地域の農業振興の中核ということやと思うんですけども、ただその辺がいわゆる指定管理を選考していく場合に、基本となって選考されていくということにならなければ、何かしら今説明があったように民間活力やとか実際にその運用やとかいう、もちろん運用はきちっとやらしてもらわなければならないわけですけども、本来の公の施設ですので、そこが基本だと思うんですけども、その辺は仕様書というよりも指定をする大前提として基本にすべきことだと思うんですけども、その辺はそういう形でこの選定というのはされておるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 田端参事。

○参事（田端耕喜君） 条例の中にも記載されておりますが、第4条第1項の2号等につきましては、事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理にかかる経費の縮減が図れるものであるかとか、それぞれ施設の管理が安定して物的能力及び人的能力を有しているとかいろんな選定の基準がございまして、この基準に照らし合わせまして、今回選定委員会の中でその評点をつけさせていただいたということでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） この選定委員会の選定委員というのになっておるんですが、いわゆる内部組織的なことになっておるんですが、公の施設をそういう指定管理をするということを見ますと、一定の内部組織だけではなしにいろんな幅広い方たちが入って選考をするというのが基本ではないかと思うんですけど、その辺の考え方を1点伺っておきたい。

それから今回マスターズのこの施設を丹波ワインということになっておるんですけど、農業公社が管理をしておりました、そこには専任の職員として一応加工と販売と二人の方がおられたわけですが、聞きますと、この指定管理がこういう形で出されるまでに面接に行っていてこいということ言われたと聞いたんですが、丹波ワインに行っていてこいと、こういう事実はあったのかどうか。あくまでも第三者の方が言われたのかどうかわかりませんが、ちょっとその辺についてあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 選定委員会につきましては、規定を設けておるということでございまして、現状としては役場の職員で構成をしておるところでございまして。それにつきましては、一定施設管理等についての業務に当たっておりますので、そういった意味では精通しておるという視点もあるわけございまして、ただ外部の委員をとということでございしますが、これは必要と認めるときには委員でない方を会議に出席していただいて意見を聞くことができるという規定も設けておるところでございまして、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 最後のお尋ねでございしますが、丹波ワインに行っていて話を聞いてこいというようなことは、担当課としては言ったことはございません。ただ、あそこでのいろんなブドウ煮とかそういうものを委託して頼んでおられたという経過はあると聞いております。そのあたりのことではないかというように思っております。以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案されております議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について、反対の立場から討論を行います。

提案されております議案は、公の施設の指定管理者の指定をするものですが、施設は瑞穂マスターズハウス及び瑞穂マスターズ農園の管理の指定を行おうとするものですが、これま

での指定は瑞穂農業公社でありました。今回は丹波ワイン株式会社に指定をしようとするものですが、指定管理者の指定手続等に関する条例や規則では指定基準の評価項目を規定しておりますが、施設の設置目的が果たせる運営や取り組みができているのかを、これを基本にして第一に考えるべきと思います。また公の施設であるならば、内部の選定委員会ではなく公の選定委員会にすべきと考えます。今も一番よく知っている内部でということがありましたが、それならば一番よく知っている担当課の課長さえ入っていないということは、それではどうなのかということにもなりますし、選定の経過や根拠というものをもっと公表して明らかに納得するようにすべきであります。

特に今回の選定に当たっては、公社の職員に指定管理が決定するまでに指定された会社に面接に行くように言われたということを本人が言っておることからも、余りにも今回の指定管理に関しては不明瞭であり、施設の設置目的に沿った運営がされるのかあいまいであります。町行政としての姿勢や対応に住民合意が得られないことを指摘をして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 8番、横山君。

○8番（横山 勲君） 私は、ただいま上程されております公の施設の指定管理者の指定につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

瑞穂マスターズハウス及び瑞穂マスターズ農園は、平成11年に小豆、ホウレンソウなどを加工して付加価値をつけ、安定した生産、流通体系の整備を図るとともに、隣接をいたしております市民農園の管理を円滑に行うことを目的として開設された施設であります。また施設の運営管理は、指定管理機関も含めて開設以来、この3月末まで一貫をして瑞穂農業公社がその責を負い運営がなされております。

今回の施設の指定管理者の選考につきましては、条例を定めております公募条件に加え仕様書により公募を募り、町の職員5名で構成されます選定委員会で指定管理料の節減の検討などがされ、21年度は1,040万円から500万円の約2分の1の節減が図られております。また5年先の25年度には100万円に節減を求めるなど計画がなされております。あわせて、さらに基準項目の5項目の基準によりそれぞれ採点数により選考がされたものでありまして、公平公正に慎重に検討の結果、選考がされたものであります。今回の指定管理者の施設は、継続性が求められる事業であります。学校給食などへの食材の安定した供給が必要であります。現場での混乱は極力避けるべきであります。

また、マスターズ農園におきましても、本来の都市住民との交流の拠点としての機能が果たされるべきであります。さらに勤務されております従業員は、農業公社の職員とはいいな

がら今日までマスターズハウスに果たしてまいりました貢献度、ロイヤリティはまことに大きなものがあります。さきに開催されました産業建設常任委員会出席の副町長の見識、また農業公社の理事としての認識と理解に期待をいたしまして、適切なる執行を行使されることを要望して賛成の討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで、討論を終結します。

これより、議案第19号を採決します。

議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第20号 町道の路線認定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第22、議案第20号 町道の路線認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですが、認定の基準というのは当然あるわけがございますけども、これまでの町道認定で多かったのは既設の道路を認定するというのが多かったわけがございますけども、今回の提案されております町道認定については、これから改修をするという計画になっておるわけございまして、その辺の考え方がどうなのか。今後こういう新規路線の場合は当然こういうことになろうかと思いますが、既設の道路を町道認定というのもこれは当然あり得るわけがございますけど、そういう考え方は二つの考え方でいくということなのか、あくまでもこういう新設というのが基本ということになるのかどうか、あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） まず認定の関係でございますけども、本町につきましては京丹波町道路認定基準要綱というのがございまして、その第6条、これは3級、つまりその他町道を決めておるわけなんですけども、その中の第2項、その他地域の産業開発上、特に重要と認められる道路ということで認定をお願いしておるところでございます。

それから、この路線につきましては既設の農道とあわせて道路の拡幅計画を行っております。

すことから、まずは道路法第8条第2項に基づきまして道路の認定をお願いしておるところでございます。その後、路線の手續といたしまして、路線の認定告示、それから道路区域の決定手續をやっていきたいと考えております。

それからもう一つ、既設の分でございますけれども、既設の分につきましては拡幅とか伴わない場合にはそのままお受けするというので、例えば団地でしたらあるわけなんです、基本的には団地なんかの道でしたら受益者あるいは事業者負担ということで、道路区域の用地の整理、それから道路の構造の整備という形の中で町の方へ町道として移管を受けるという形になろうかと思っております。以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第20号を採決します。

議案第20号 町道の路線認定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

《日程第23、議案第23号 平成21年度京丹波町一般会計予算～

日程第39、議案第39号 平成21年度国保京丹波町病院事業会計予算》

○議長（岡本 勇君） 日程第23、議案第23号 平成21年度京丹波町一般会計予算から、日程第39、議案第39号 平成21年度国保京丹波町病院事業会計予算を一括議題といたします。

17件について、予算特別委員長の報告を求めます。

畠中委員長。

○予算特別委員長（畠中 勉君） それでは、予算特別委員会の審査報告をさせていただきます。

この委員会につきましては、皆さん、委員ということでお世話になりました。審査の経過、内容につきましては、よくご存じいただいておりますので省略させていただきます、審査結

果のみ報告させていただきます。

議案第23号	平成21年度京丹波町一般会計予算	原案可決
議案第24号	平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第25号	平成21年度京丹波町老人保健特別会計予算	原案可決
議案第26号	平成21年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第27号	平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第28号	平成21年度京丹波町水道事業特別会計予算	原案可決
議案第29号	平成21年度京丹波町下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第30号	平成21年度京丹波町土地取得特別会計予算	原案可決
議案第31号	平成21年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算	原案可決
議案第32号	平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算	原案可決
議案第33号	平成21年度京丹波町須知財産区特別会計予算	原案可決
議案第34号	平成21年度京丹波町高原財産区特別会計予算	原案可決
議案第35号	平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計予算	原案可決
議案第36号	平成21年度京丹波町梅田財産区特別会計予算	原案可決
議案第37号	平成21年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算	原案可決
議案第38号	平成21年度京丹波町質美財産区特別会計予算	原案可決
議案第39号	平成21年度国保京丹波町病院事業会計予算	原案可決

なお、お手元に議長あて送付いたしました委員会報告書を配付していただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩といたします。再開は1時ちょうどといたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

議案第23号 平成21年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。

討論の順序につきましては、先ほどの条例の討論と同一なわけでございますけれども、反対者の発言から順次とり行いますのでよろしく願いいたします。

それでは初めに、原案の反対者の発言を許可いたします。

6番、東君。

○6番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第23号 平成21年度京丹波町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

厳しい経済情勢のもとで、雇用の悪化はこの口丹の地域でも顕著で、園部のハローワークでは管内の雇用保険の申請が昨年は1年間で180件であったものが、ことしは1月だけで400件と急増する厳しい現状が出されております。また仕事がなくなり、6万から7万円の減給となり赤字で困っているという声や、保育料も去年の所得にかかるので大きな負担となっているという声も聞かされております。

このように収入が減る一方で、医療費や社会保険料の負担増と町民の暮らしは大変になっています。こんなときこそ町民の暮らしを支え、中小業者の営業を支えるのが自治体の使命であります。せめて町が新たな負担増をさせないように踏ん張るべきであります。そのためにも不要不急の事業の見直しが求められます。

提案されております平成21年度京丹波町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ101億4,900万円で、対前年度比1.1%の減額となっております。

歳入であります。町民税は前年度の予算対比で1.8%の減少、法人税の落ち込みが大きくなっており、厳しい経済情勢を反映した予算計上となっております。町税は落ち込みましたが、地方財政を左右する地方交付税と臨時財政対策債の合計では国の地域雇用創出推進費1億4,200万円の財政支援もあり、対前年度比で1億円は増額になると説明があったところであります。

歳出におきましては、第一に国は100年に一度とも言われる大不況が襲いかかり雇用状況が極めて深刻になる中、町は緊急経済生活支援対策本部を設置をされました。突然の解雇などが原因で失職した人に対し生活相談を行おうとしておりますが、町で保育料、国保税などの減免などの生活支援、就業支援、経営支援など具体的で親切な対応が求められますが、予算審議の中ではその姿勢が見られませんでした。

また、実態を把握するためアンケートを実施するとされておりますが、中小企業、商店、農林関係、住民生活など全般にわたり行うべきであります。さらに相談窓口を知らせる印刷物が玄関のドアに張りつけてありますが、もっと目立つものにするべきであります。

また、仕事興しについてであります。電子入札導入の準備が進んでおりますが、電子入札できない中小業者の入札機会を排除しない方向を検討することを求めます。

また、12月議会は耐震改修助成制度の創設を求める請願を議会が採択をいたしました。

住宅改修助成制度は少ない投下資金で、多くの業者さんの仕事に結びつく効果があります。仕事が減っている今、地域活性化緊急対策としてぜひ実施をするべきであります。

第3に、来年1月から町と府の税業務が広域連合に移行し、共同処理する税の共同化が進められておりますが、生活を守るためのきめ細かな対応ができるのか心配されるところであります。

また、20年度から実施をしております特定健康診査事業は、以前はこの一般会計の財源で住民健診として基本健診やがん検診などに4,300万円を措置して実施がされていたものであります。しかし、20年度からは国保の保険税で財源を負担することになったことで、国保税に大きな影響を与えております。

また第5に、給食費の値上げについても教育費の父母負担の軽減が求められている中で、値上げは賛成できません。

また、要望の強い学童保育の実施を早急に求めるものであります。

以上のことを実施する財源としては、2009年度に地方交付税と措置されている地域雇用創出推進費1億4,200万円、また2008年度、国の第2次の補正である3億5,700万円の地域活性化生活対策臨時交付金で実施する事業は、本来ならば2009年度予算ですべき事業の前倒しであり、その分財源に余裕が生まれております。

ケーブルテレビ事業は、国の補助は3分の1であります。特に放送事業者であるNHKからの財源措置をもっと求めるべきであります。妊婦検診の14回実施や学校の耐震改修、生活道路の改修など評価する点もありますが、今重要なのは不況から暮らし、営業を守ることです。しかし、今回の一般会計予算では、国が求める雇用・生活支援に対する町独自の施策は見当たらず、不況に挑む姿勢、熱意が予算に反映されていないことを指摘をいたしまして、反対討論とします。

○議長（岡本 勇君） 次に、原案賛成者の発言を許可します。

14番、野口君。

○14番（野口久之君） それでは、議案第23号 平成21年度京丹波町一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

昨年は100年に一度と言われる大不況の中で、財源の確保など厳しい財政状況の中、鳥インフルエンザにかかる鶏ふんや埋却物の最終処理や収賄事件などを初め、旧浅田農産跡地活用問題やPCB汚染物質持込阻止など不況に追い打ちがかかった年となりましたが、それぞれにおける行政の堅実かつ温かな対処について評価するところでございます。平成21年度も引き続き景気回復の兆しもなく、一層に厳しい年であろうと予測をしております。

京丹波町の平成21年度一般会計予算は101億4,900万円と、前年度当初予算に比べて1億900万円の減額であり、景気低迷などの影響を受けた厳しい編成状況であります。こうした中で、京丹波町総合計画の将来目標の実現に向け、平成21年度から新たに住民自治組織設立に向けた支援策として、住民自治組織まちづくり交付金や地域力向上助成金などの制度も創設され、活力ある地域づくりと町民と一体となった協働のまちづくりの推進に向け343万円が計上されております。

また、情報基盤の統一化として地上デジタル放送や高速ブロードバンド化への対応として昨年度より着手しているケーブルテレビ拡張整備事業は、引き続き伝送工事、送出系機器の整備と、本年秋ごろから居宅引込工事やIP告知システム工事の実施を行うなど、6億5,825万円が計上されており、京丹波町内の地域間格差を解消するため早期完成を望むものであります。

さらには、統合に向けた小学校施設耐震改修事業に2,513万円の計上、税徴収対策強化に向けた京都府との税務共同化による徴収対策整備など、住民の安心・安全対策や自主財源の確保対策など課題的施策にも積極的に取り組まれているところであります。

その他、畑川ダム建設推進に伴うダム関連事業、道路新設改良として継続事業を含め16路線の整備、都市公園整備事業等に予算計上がなされているなど、早期実現に向けた積極的な取り組みを願い、厳しい財政状況下ではありますが、地域経済の維持拡大や雇用の安定、生活支援を図るためにも引き続き健全財政の維持確保にご努力され、町民と行政が協働して相互計画に築いたまちづくりが積極的に展開できるよう予算執行されることを期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第23号 平成21年度京丹波町一般会計歳入歳出予算に、反対の立場から討論を行います。

平成21年度京丹波町一般会計予算は、総額101億4,900万円の予算で、松原町政の最後の予算としてまちづくりの方向を示す重要な予算であります。

今、世界的金融不安を引き金に世界同時不況に陥り、3月末には何十万人もの雇用不安があると言われております。深刻な影響を及ぼしています。今、町民の願いは、毎日を安心して暮らしたい、こう思っております。こうした声にこたえて、町政として何をすべきか、何を優先すべきかの判断をして予算編成をすべきであります。

平成21年度施政方針では、下山バイパスの供用開始、JR嵯峨野線の複線化、畑川ダム

の25年完成や京都縦貫道の27年完成などでインフラ整備ができ、情勢が大きく変貌する状況にあるとして、これを絶好の機会ととらえて、各種の事業におくれをとることなく着実に取り組んでいくこととして、ハード事業を中心にした施策の推進を打ち出し、住民の願いとは大きくかけ離れています。

また、安定した水の確保のためとして畑川ダムの推進は、開発団地で6,000人の人口がふえるこの根拠がなくなり、今度は町内の事業所からの水の需要が4,950トンあると置きかえています。根拠のあいまいさは言うまでもありません。こんな不確定な水需要に多額の血税を注ぎ込むことは、住民の合意や納得を得られるものではありません。

また、住民要求でもない都市公園や森林管理道路などの事業や公約として推進しているケーブルテレビの全戸普及など、住民にとって最優先の課題として全町民が合意したものでもありません。もちろん、学校の耐震改修や子育て支援、医療費助成や妊婦健診の拡充など、住民要求が一定予算化されていることは認めますが、京丹波町では高齢化率が30%を超えて、周辺部では40%を超えると高齢化が一層進む中で、医療や福祉を第一に考えるべきです。特に高齢化が進む周辺地域では、安心して毎日が暮らせるようにしてほしい、車に乗れない交通弱者などにこそ目を向けるべきです。

病院や診療所の運営は、経済効率第一主義ではなく、そこで暮らすためには何が必要なのかを第一に考えるべきです。病院や診療所の運営は、政府が進める公立病院改革ガイドラインに沿った病院や診療所改革を目指すことではなく、公設公営を基本として住民に情報を公開し、時間を掛けて住民の合意と納得で取り組むべきです。

町長は、平成21年度施政方針で、住民自治組織によるまちづくりを町民の皆さんとともに進めるまちづくりと位置づけていますが、住民との協働のまちづくりの基本は、住民と行政の信頼関係を構築することにあります。京丹波町では余りにも住民と行政の信頼関係をづくり上げることがないがしろにされています。改めて住民と行政の信頼関係をどうつくり上げるのかを最優先の課題にすべきです。

平成20年度にはケーブルテレビ事業を公約として20億円の7割を借金する事業に取り組みましたが、工期を大幅に延長しなければならなくなった要因に、土地所有者の同意がスムーズにいかなかった、事業の内容について住民への説明会も全く実施しなかった住民の不信や批判のあらわれといえます。事業発注が余りにもずさんな取り組みといえます。お金がないと財政難を住民に押しつけながら、片方では借金の返済は交付税算入があるとはいえ、毎年1億円以上のお金を返済しなければなりません。今また瑞穂地域では小学校の統廃合が、住民合意も抜きに進められていますが、お金の都合ではなく子どもの目線で取り組むべきで

あります。今何を優先すべきかは明らかです。都市公園、畑川ダム、ケーブルテレビなど大型公共事業を優先すれば多額の借金をすることになり、公共料金の引き上げや福祉や医療の切り下げでさらなる住民の負担の上乗せになることは明らかです。

また、各事業は評価と検証を繰り返し、費用対効果を見きわめ、事業を絞り込んでいくとして行政の運営を費用対効果を最優先として進めているため、人口は減少し高齢化が進む周辺部では、費用対効果が低く切り捨てになっています。人口が多い中心部だけに目を向ける行政運営は憲法や地方自治法が規定する自治体とは言えません。

昨年4月に採用した町の潜在的な能力を引き出すために民間人採用で協働のまちづくりの推進に全力で取り組むとされましたが、1人の民間人に頼るやり方はまちづくりの中心に人を位置づけながら町政の主人公である町民を横に置いた考え方と厳しく指摘し、町民全体、町民が主体でこそ継続した取り組みと自分の町に誇りを持ち愛着もわくと指摘をしましたが、1年の結果から見ても結論は明らかです。

畑川ダム本体工事に向けた年になりますが、人口が減少する、丹波瑞穂地区の開発団地で人口が6,000人もふえることは、町みずからが破綻を認め、町内の事業所が水を必要としている、根拠もあいまいにしたダムの推進は見直すべきです。

水道事業計画では、水質が悪いとして高度処理施設建設に10億円も投入する計画になっていますが、結局は大きな負担が水道料金として町民に押しつけられることが一層明らかになってきました。負担は見通しもなく強引に進めてきた責任者が負担を負うべきです。これが自己責任ではないですか。破綻した事業は勇気を持って見直し、中止をすべきであります。病院や診療所の運営や方向も、地域医療対策審議会の答申を錦の旗にして進むのではなく、病院や診療所を支えてきた地域の人や利用者代表など幅広い住民参加を保障し、医療機関を維持発展していくことを基本に住民参加で取り組むべきです。

さらに、食彩の工房を民間業者へ指定管理を行って3年目でも具体的な動きや取り組みが見えてきません。施設の設置目的を明らかにして取り組むべきです。この点は強く指摘するものです。

今年度から民間企業に指定管理する施設もありますが、指定の経過も不明瞭です。すべてを公表すべきです。その費用対効果を考えても地域振興や施設の目的、役割を果たしていたのはどちらかは明らかであります。施設の設置目的に沿った運営を行うよう強力に指導すべきです。その責任もあります。さらに契約の写しを議会に提出すべきです。再度要求するものであります。

今、世界同時不況で住民の暮らし、営業も本当に大変です。京丹波町でも商店街や建設業、

自営業の廃業がふえています。また、農産物のハウレンソウ、水菜なども価格が低迷をしております。今、町政として町民への具体的な施策が求められています。町民の所得を高めることが税収をふやすこととなります。緊急対策を町民の目線で取り組むことを強く求めるものであります。今こそ町民の声なき声にも耳を傾け、行政として何ができるのか、どう答えるのか、町政にこれが求められていることは強く指摘して、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 12番、篠塚君。

○12番（篠塚信太郎君） ただいま上程になっています議案第23号 平成21年度一般会計予算に賛成の立場から討論を行います。

平成21年度一般会計予算は、松原町長の任期最終年度の予算編成であり、合併後の新たなまちづくりを目指し、総合計画や町長の公約実現に向けさまざまな思いが随所に盛り込まれた予算編成となっております。予算総額は101億4,900万円で、経済不況の悪化を受けて前年度対比1億900万円の減額となりましたが、主な事業としてケーブルテレビの拡張整備事業に6億5,825万円、瑞穂地区の保育所建設用地取得に1億6,279万円、瑞穂地域4小学校の統合校として予定されている桧山小学校の耐震大規模改修事業の実施設計に2,513万円、防火水槽5カ所の設置に3,300万円、町道の新設改良16路線に2億7,861万円、畑川ダム関連事業に2,383万円、妊婦健診の無料回数拡充に753万円、そして協働のまちづくりを推進する住民自治組織まちづくり交付金に209万円、山陰線複線化負担金に6,722万円、合併特例債を活用した振興基金積み立てに1億6,366万円、そして実質公債費比率の適正化に向け町債の繰り上げ償還に1億7,000万円などを計上し、財政の健全化を目指す一方、旧町間の格差是正や住民、児童生徒の安全を守る事業に重点配分された予算となっております。

さらに、子育て支援としてすこやか子育て医療費助成事業に3,077万円、すこやか子育て祝い金事業に890万円、そして保健・福祉・農林・教育関連事業などにも必要かつ適切な予算が計上されております。歳入面では、経済不況の影響を受け、法人町民税や地方譲与税、自動車取得交付金などが大幅な収入減となっておりますが、財政調整基金の取り崩しをしないで後年度に財源を留保し、財政の健全化に努力されている予算であります。

平成21年度一般会計予算は、限られた財源の中で行財政改革を推進し、健全財政を堅持しながら総合計画に基づき住民の安心・安全と京丹波町発展の基盤となる事業などを重点的に実施する予算であり、賛成するものであります。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結いたします。

当初予算の採決は、起立により行います

これより、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第23号 平成21年度京丹波町一般会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立多数であります。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

6番、東君。

○6番(東まさ子君) それでは、議案第24号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

国保税条例の一部改正でも討論で申し上げましたが、今回は昨年に引き続き国保税の税率引き上げが実施をされました。そのことで1人当たり年1万9,000円の大幅値上げとなります。200万円以下の世帯が87.4%を占める国保会計では、払いたくても払えない保険税となっております。支払い能力に見合った保険税にすべきであります。そのためにも町独自の努力が必要となっております。一般会計への繰り入れは、国や府のそれぞれ制度に沿ったもので町も行っておりますけれども、独自の支援をするべきであります。

20年度から特定健診が各保険者に任せられ、19年度まで一般会計で賄われていた健診の予算が国保の負担となりました。予防と早期発見が大切であることは当然ですが、このことと健診の費用負担とは別問題であります。19年度までの一般会計の予算では、健診費用として4,300万円を繰り入れるなどしてきました。この分を値上げを回避するために一般会計から国保の方へ補てんをするべきではないでしょうか。

また、国への要求として国以上の福祉医療の実施や収納率の低い自治体に対する制裁措置の撤廃、あるいはまた現在34%となっております国庫負担率を84年以前の45%に戻すよう国に求められること、またすべての被保険者に保険証を交付することを求めまして、反対討論といたします。

○議長(岡本 勇君) 15番、野間君。

○15番(野間和幸君) それでは、議案第24号 平成21年度国民健康保険事業特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論を行います。

ご承知のとおり、国民健康保険は我が国の保障制度における国民皆保険の根底を支えるものであります。制度創設以来、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に重要な役割を果たしてきたと考えております。21年度予算におきましては、前年度当初予算と比較しまして約9,000万円の増額予算となりますが、保険給付費、国・府への償還金、町立医療施設への繰り出しが増額の主なものとなっております。

給付費の増額は、近年の医療技術の進歩によるものや高齢化社会にいち早く突入した本町にとっては避けがたいものがあります。

また、事業勘定を含め診療勘定におきまして、命を守るとりでの医療施設への繰り出しは地域医療を確保するためにもやむを得ないものと考えております。

さらに、保健需要における他の事業内容におきましても、特定健診を初め健康教育や疾病予防等盛り込まれており賛成するものであります。

今回の税率改正で2年連続しての保険税の増額となりますことから、一般会計からの繰り出しにより税の軽減を図るべきとの意見もありますが、軽々に結論を出すことなく、慎重に検討すべき課題と考えております。

また、本会計は合併以後、運営上に税負担の増額をせざるを得ない状況にありながら、3億円を超える基金の繰り入れを行ってきました。さらに、21年度当初で7,800万円規模の基金繰り入れを行うことで府下市町村の中でも被保険者の1人当たりの保険税を常に低くし、保険税軽減に取り組まれてきております。

そうした中にありながらも、年々上昇する医療費に対し抗するすべのない現状に制度上の限界もあるのではと考えられますが、市町村国保が社会補償制度として持続可能で安定的な制度に再構築されることを国に対して強く要望するとともに、町も保険者として他市町村との連携をより深められ、国への負担軽減を求められる活動もされることを求めるものでございます。

また、収納率の低下によりまして善良な住民が常に税負担の不公平を受けることのないよう保険税収納にさらに努力をしていただきまして、悪質な滞納者の対しては厳しい姿勢で取り組まれることを求め、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結します。

これより、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第24号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(多数 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立多数であります。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号 平成21年度京丹波町老人保健特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第25号 平成21年度京丹波町老人保健特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成21年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

2番、坂本君。

○2番(坂本美智代君) ただいま提案されました議案第26号 後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

この後期高齢者医療制度が発足して1年がたとうとしています。この間、天引き対象でない月額1万5,000円未満の年金受給者を中心に保険料の滞納が増加をし、全国で約17万人に上り、本町でも2月現在で36人の滞納数となっております。

国民や医師会などからの批判を受け一時的な見直しはされておりますが、これは今年度中の措置であり、来年度以降はどうするかは決まっておりません。

これまでも言ってはきましたが、この制度が存続する限り保険料は上がり続ける仕組みとなっております。我が党は、年を重ねただけで差別されるこの医療制度を設立された当初から一貫して中止、廃止すべきであると言ってまいりました。十分な議論と時間を重ねる中で、高齢者が安心して病院にかかれる医療保障の制度に見直す必要があることを指摘いたしまして反対討論といたします。

○議長(岡本 勇君) 篠塚君。

○12番（篠塚信太郎君） ただいま上程になっております議案第26号 平成21年度後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

ご承知のとおり、昨年4月1日より後期高齢者医療制度が実施をされました。本医療制度の実施主体は京都府後期高齢者医療広域連合であります。本町においては後期高齢者医療に関する町条例に基づき保険料の徴収を行い、広域連合納付金や事務に必要な経費を予算計上する必要があります。

歳入歳出予算総額は1億9,384万9,000円で、そのうち広域連合納付金が1億8,886万3,000円と、そのほとんどを占めております。主な財源としては、保険料が1億3,594万3,000円と、一般会計からの繰入金で5,679万1,000円です。

本医療制度の円滑な運営に向けて、本町において定めなければならない予算であることから賛成するものであります。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第26号 平成21年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

2番、坂本君。

○2番（坂本美智代君） ただいま提案されております議案第27号 介護保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

先の議案17号での条例改正でも反対討論をいたしましたが、それとあわせて第4期介護保険事業計画の見直しで問題となっている要介護認定の見直しであります。

介護保険サービスを利用するためには要介護認定を受ける必要があります。コンピューターによる一次判定と認定審査会による二次判定が行われますが、4月からの新方式では審査会に提出をされる統計的な参考資料が削除されており、一次判定の変更が難しくなると言わ

れております。

本町では、研修と町独自の勉強会を実施するなどとし、また本町への影響はないものと考えているとの答弁がありましたが、4月からの実施に十分な研修を積むことができるでしょうか。

実態にあった認定基準にするためにも、国に対し、4月からの新方式での実施の凍結を求めることを指摘いたしまして反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 13番、吉田君。

○13番（吉田 忍君） ただいま上程されております議案第27号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

ご承知のとおり、介護保険制度は平成12年度にスタートし、40歳以上の国民と雇用者、65歳以上は年金から徴収する公的な強制加入保険であります。

本町におきましてはことし3月1日現在、高齢化率が32.7%、町民の3人に1人が高齢者であります。その上、平成27年には団塊の世代と呼ばれる人たちが65歳以上の高齢者となられることから、さらに急激に高齢化が進行します。

こうした状況に対応するため、今回の当初予算は平成21年度から始まる第4期介護保険事業計画の初年度を賄う予算として編成されたと感じ取ることができます。

歳入では、旧3町で不均一であった保険料を年額4万9,000円と府下市町村の中でも比較的安く抑制し、保険料率も7段階から10段階に見直すなど、低所得者への負担軽減も図られました。

歳出面では、保険給付費と車の両輪である地域支援事業は前年度に比べ13.5%増の3,900万1,000円、特に生きがいデイサービスを一般会計から特別会計で介護予防事業として取り組むことで一層の介護予防効果を期待するものであります。

また、新たに介護職員の人材不足や、家庭介護者や地域ボランティアの介護力向上に対処するための事業費も計上され、要介護者を取り巻く課題にも対応をされております。

将来、要介護者の増加に対応するためには、現在の介護の安心と保健へのさらなる信頼を得る中、納得できるサービスを町民に約束する、このことも大切なことと考えます。

今後も、町民みんなで支える一つのまちの介護保険制度の維持、可能性をさらに高めていただくため、なお一層のご努力を期待し、介護保険事業特別会計予算の賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第27号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立多数であります。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) ただいま提案になっております議案第28号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

今回提案されています京丹波町水道事業特別会計予算は、12億7,780万円の予算となっております。本町の水道事業は旧町からの事業を引き継ぎ、丹波・瑞穂地区は水道事業で和知地域は簡易水道事業としてどちらも統合整備事業に取り組んでいます。

この事業の大きな問題は、人口が右肩上がりにふえることを前提に計画されており、人口増が望めないにはだれの目にも明らかであり、見直しをすべきであります。

特に、畑川ダムを建設をして、そこから日量5,000トンの水が必要としてきた開発団地の人口増の根拠は破綻をしてしまいました。ダムからの水を取水する必要はなくなったのです。あくまでダムからの水が必要として、今度は、現在町内にある事業所からダムの水が必要としているとして、あくまでもダムを推進しようとしております。

多額の町税を投入して町内の事業所からの水需要が変更になったり撤退すればもちろんでずし、これまでの計画や財政シミュレーションは開発団地で人口が6,000人ふえることが前提になっていました。開発団地での6,000人の人口増が望めなくなった以上、改めてダム建設再検討をしなければ、その負担が、今住んでいる町民の負担になることは明らかであり、水道会計は破綻することは目に見えています。

事業を推進した為政者として責任はどう取られるのか、このことを厳しく指摘するとともに、見直し、中止などの再検討を強く求めて反対討論といたします。

○議長(岡本 勇君) 8番、横山君。

○8番(横山 勲君) ただいま上程されております21年度の京丹波町水道事業特別会計予算に賛成の立場から討論をいたします。

私たちのまちは丹波高原の分水嶺に位置するという自然条件から、これまで生活用水や産

業用の十分な水の確保ができず、幾度となく水不足に悩まされてまちの発展に大きな影響を受けてまいりました。

さらに、生活様式の大きな変化にも伴いまして水需要の増大や、とりわけ夏場におきます降水量の減少、またゲリラ雨によりますこれらの対応が喫緊の課題となり、現行水源が不安定であること、また現有の施設が老朽化をいたしておりますことから一日も早く安心でおいしい水が安定的に確保、給水できますことが急がれておりました。

幸いにいたしまして、昨年7月31日開催の京都府公共事業再評価審査委員会で、畑川ダムの継続をおおむね適切とする評価が示され、事業採択から実に17年目で本体工事に着手することになることが決定され、平成24年度の完成を目指し昨年の20年度に引き続きまして、本年度は沢水処理に伴いますトンネル水道工事や、JR山陰線の路線との遮断水壁工事も施工がされますなど、ダム本体の工事に向け、本格的な準備もまた始まっております。

さらに、一般会計の予算ではありますが、ダム関連対策事業に2,300万円余りの予算も計上されるなど、あわせて早期の完成を求めるものであります。

総合簡易水道整備事業、いわゆる創設事業でございますが、創設事業は20年度末で丹波・瑞穂地域で81%、和知地域で70%の進捗状況であると聞かされておりました、21年度は昨年度からの繰り延べの事業ではあります、瑞穂地域の戸津川地域の配水池や配水管の布設工事、和知地域の北部配水管と小畑配水管の布設工事、新興住宅地への給水工事などが予算に計上されており、一日も早い創設事業の完成を待ちわびるものであります。

今後もライフラインの柱となる水源の確保と、京丹波町の全域に安全でおいしい、また安心して飲むのできる水を安定して地域住民に供給ができますように、あわせて財政状況の悪化から、より一層の建設コストの節減や効率的な財政運営により水道事業会計の健全化が図られますよう期待をして賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これをもって討論を終結します。

議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第28号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号 平成21年度京丹波町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第29号 平成21年度京丹波町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成21年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第30号 平成21年度京丹波町土地取得特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成21年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行います。

5番、今西君。

○5番(今西孝司君) 私は、ただいま上程になっております京丹波町育英資金給付事業特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

少子高齢化のせいでもあるのですが、須知高校に入学をする子どもが年々少なくなってきております。だれもが認識をしている事実であろうと思われま

す。もう数年も前から、私はこの問題を取り上げ一般質問でもただしてまいりましたが、前の教育長も、この問題は重要な問題であるので同窓会の皆様とも協議をして、何とか改善を図っていきたい答弁をされましたが、一向に改善は見られないばかりか、年々衰退の一路をた

どっているのが事実であると思います。

須知高校は府立高校なので手の施しようがないなどと言っている場合ではありません。このままいけば、本当に須知高校はどこかの高校と統合するか廃校になるかの結末を迎えざるを得なくなってしまう。

まちの中から高校がなくなってしまうえば活力が失われると同時に、このまちに残ってこのまちのために頑張ろうという若者もだんだんと少なくなり、今よりもなお過疎化の波が加速するのではないのでしょうか。

私は、育英資金は須知高校を守るための資金として使われるべきだと思います。須知高校を守ることは、すなわち京丹波町を守ることになるのだと確信をしています。この制度の見直しを求める意味からも反対を表明し反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第31号 平成21年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第32号 平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 3 号 平成 2 1 年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第 3 3 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 3 3 号 平成 2 1 年度京丹波町須知財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、議案第 3 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 4 号 平成 2 1 年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第 3 4 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 3 4 号 平成 2 1 年度京丹波町高原財産区特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、議案第 3 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 5 号 平成 2 1 年度京丹波町檜山財産区特別会計予算の討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第 3 5 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 3 5 号 平成 2 1 年度京丹波町檜山財産区特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成21年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第36号 平成21年度京丹波町梅田財産区特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成21年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第37号 平成21年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成21年度京丹波町質美特別会計予算の討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第38号 平成21年度京丹波町質美財産区特別会計予算、委員長報告のとおり決す

ることに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成21年度国保京丹波町病院事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案されております議案第39号 平成21年度国保京丹波町病院事業会計予算に反対の立場から討論を行います。

平成21年度の国保京丹波町病院事業会計予算は、療養病床を廃止し一般病床を47病床に見直し、急性期及び回復期病床としての役割を担うこととし、訪問事業を充実して在宅医療や在宅介護支援の推進に努めるとしております。

特に、地域包括医療を担う医療施設とあわせた中核的医療施設としてその役割を担っていくとしておりますが、国が先に示した公立病院改革ガイドラインは、民営化や指定管理、独立行政法人化などへ道を開く方向であります。

そういう方向ではなく、過疎地域や周辺部で暮らす住民が毎日が安心して暮らせることを第一の目的にして病院や診療所の役割と責任を持つべきです。病院や診療所を経済効率第一主義ではなく、医療は金次第となり過疎の医療機関は閉鎖や廃院への道であります。

特に指摘したいのは、条例改正でも指摘をしましたが、国の医療制度の改悪により療養病床を大幅に減らす方針に基づいて進められています。これは患者の要求ではなく、政府の医療費削減の考え方から出発したもので、過疎地域で医療施設を抱える地方自治体として、京丹波町としても強い抗議の声を上げるべきです。

公立病院改革ガイドラインに基づくのではなく、過疎地域と医療確保は地方自治体の役割と責任と位置づけ、国の責任と役割を求めるとともに、病院や診療所は公設公営で運営することを基本にすべきことを指摘して反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 3番、山内君。

○3番（山内武夫君） それでは、ただいま上程になっております議案第39号 平成21年度国保京丹波町病院事業会計予算につきまして、賛成の立場から討論をしたいというふうに思います。

本国保京丹波町病院会計予算は、診療報酬が減少する一方で地域医療を確保するための経費はますます増大し、厳しい経営環境にあります。経営の健全化と保健、福祉、医療の連

携を図る中で病床の再編をするとともに、在宅医療の推進のため訪問診察や訪問看護、訪問リハビリ、また月2回の土曜診療を行うなど、町民に信頼され、患者ニーズにもこたえられる地域医療の推進が図られる予算となっております。

今日、全国的に医師不足が顕著化し、運営は大変困難な状況にあります。本年4月から名称も新たに京丹波町病院として質美診療所を一体化し、名実ともに京丹波に中核医療施設としての役割を果たしていくものであり、今後、急性期医療の充実と在宅医療の一層の推進が図られるよう期待をし、賛成といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第39号 平成21年度国保京丹波町病院事業会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時30分からといたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時30分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第40、議案第41号 平成20年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 光伝送路・通信設備整備工事請負契約の変更について》

日程第40、議案第41号 平成20年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 光伝送路・通信設備整備工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提案になっております議案につきましてお尋ねしたいと思うんですが、この3月の開会日に3月19日を3月31日までに工期の変更ということの議決があっ

たわけでございますが、それを受けて、今回その期間をさらに9月30日まで延長すると、契約期間を延ばすということになっておるんですが、当初8月に議会の議決を得ておるわけでございますが、半年、そしてさらに半年ということで、トータルしても1年かかるということになるんです。当然、電柱を立てるための土地所有者の同意とか、またNTTなどの現在ある電柱を借りるといいますか、そういうことにもなっておるわけですが、当然、そういうことを前提にした設計がされておったと思うんですけれども、そういう当然前提となるべき電柱、大前提になるわけですけれども、その辺の見方はどうであったのかと、工事を発注されるときに。また、そういう設計等についても依頼をしておるわけでございますから、その辺の経過について、もう少しどういう経過であったのか、どこに問題があったのか、担当課としては考えておられるのか、あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） まず、前提としての電柱の発注等の関係でございますが、そもそも電柱というものでございますけれども、電力会社、電話会社が立てているものでございまして、その立てるに当たっては地域住民の理解のもとに電気供給でありますとか電話線、あるいは、広くには街路灯でありますとか交通信号、そしてまたCATV施設など、公衆の全体の安全のために、地域生活の一助としてさまざまなものとして使われておるところでございまして、すべての電柱については強度等基準にあったものがもう既に立っているという前提ということで私どもは設計をさせていただき、これに事業として取り組みをさせていただいた、そういうことでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） こういう事業は全国的に考えましても、京丹波町だけが特別やっておるわけじゃないわけで、広く、お隣の南丹市でも既に実施をされておりますし、そういった専門の業者に依頼をされたというように思うんですけれども、あえてそういうことが出てきたということ、また土地の所有者の同意がなかなか得られなかったと、ここはただ単なる、そういうことを想定していなかったということで済む問題なのかどうか。

いわゆる工期というものをどう見るかという問題もありますし、また、当然そういう承諾や土地所有者の承諾を得るとか、また、それぞれ電柱の添架につきましても当然そういうことは前提となるべきものだと思うんですけれども、その辺については全くそういう想定外のことであったということなのかどうか、あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） 設計に当たりましては、確かにある一定は想定はされてお

ました。それは瑞穂のケーブルテレビのときにも少しはそういう不可柱もありましたし、お隣の市でも何本かはあったということはお伺いしております。

ただ、強度等につきましてはルートの部分もございまして、それぞれ1本1本を強度としてみていかれるわけでもございまして、それに当たっては、やはりそこにかかっているものとは日々変化するわけでもございまして、また電柱そのものも当然のこと永久柱といえども日々劣化も起こってきておる。そういう中で設計そのものというのほどがどうなるかということとは、まず本当に見込めない部分があるわけでもございまして。

それと、これは電力会社の部分でもございまして、そういう添架をしていただく場合に強度計算をしていただくということになるわけでもございまして、その基準そのものもあくまで会社の中の基準でもございまして、外には全然わからない状況でもございまして、仮に許可、これはOKですよともらいましても、実際にそこへ添架するまでに半年を過ぎると、それは、その許可といえますか、よろしいよというのがそこでほごにされるということでもございまして、そういう状況の中で現在立っているものはすべて強度のあるものとして取り組むということが一般的に行われておるといってございまして。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にもお尋ねしておきたいと思うんですけども、そういう土地所有者の承諾がなかなか得られないとか、前もありました、現在ある電柱の強度不足で添架ができないと、借りられないということが起こったという事ではありますが、そのわかった時点ですね、判断をして、直ちに手続をしたり、ある程度のそういう承諾をもらいに行く班をふやすとか、当然そういうことがされるべきやと思うんですけど、これ、8月から3月までの契約工期やったんで、これまたさらに9月ということで半年間の契約をまた半年と、こういうことなんですね。異例中の異例やと思うんですけど、これ。工期を決めておった、その工期の期間内でそういう特別な同意をしたり、また、そういう手続を同意をしてするという、そういうような体制や取り組みというのはできなかったのかどうか。そういう判断というのは、ただ単なるその当初計画どおり承諾をする土地所有者に回るとか、また、こういう手続の問題にしても時間を費やしたけど、こういうことであつたのかどうか。

これ、相当なお金を投入するという行為ですので、やっぱりそれはそれなりの責任がそれぞれあるわけですから、そのために契約もし、入札もしておるわけでもございまして、その辺についての考え方を伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 遅延した理由等につきましては、今、担当課長が申し上げたとおりで

ございますけれども、一つには、共架、添架する場合の強度不足というのと、もう一つは、現在、それぞれの個別の会社におきます電柱に添架をさせていただいております丹波地区の有線電話のいわゆるケーブルがかかっているわけですが、これは2年後には撤去をしなければならんということではありますが、その上にさらにケーブルテレビのものを添架をしていくということになってくると、わずかな期間、強度不足が生じるというようなこともありますし、それで自営柱を立てるということになりまして費用の問題も出てくるということで、暫定的に自営柱を持って一たん有線のケーブルを張りかえて、そこに添架をさせてもらうというところ等々、さまざま電力会社等々と協議をしてきたということでございまして、これは何も対応せずにはただおくらせていくのを見ていたということではなく、さまざまな部分で街中密集しておりますところにはなかなか自営柱を立てるといっても場所もないというところもありますし、路線を変えていかなければという部分もあるわけでございますし、なかなかすぐさま次の手法というのが見出しにくい場所等々があるということでもあります。そうしたところを少し時間をいただいて、できるだけ二重投資といえますか、わずかな期間だけの対応のために多額の費用を使うことを避けたいという思いで、その辺を見直しをかけたり、あるいはまた協議をする中で、一時的に私どもの自営柱を立てて有線のケーブルをそこにかけ、電力会社の方にケーブルテレビのものをかけさせていただくことが可能なのかどうかという部分も含めて1本1本検討させていただいておるということであります。電力会社の方もよく新聞、テレビ等で風力発電柱の転倒等があらこちらで出てきたということで、普通の電柱の強度測定基準等についても非常に厳しく見直しをされているということも、今回のなかなか許可がおりない、そうしたことにもつながっておる。

これは、やっぱりその都度その都度、これまではこれでよかったというものがやはり安全性をいかに担保するかという面では非常に厳しくなっておりますし、できるだけ、先ほど申し上げましたように、何本も何本もそれぞれが電柱を立てるということよりは、それぞれが公共のための部分ということで認め合いながらというところでもありますけれども、やっぱり、そこは何といたしても、安全がきちっと担保されていないという状況が出てこないと進まないということがありますので、今しばらく時間をいただいてその辺の調整をしながら、全体の進捗率に影響が出ないように、21年度の事業もあわせて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案されております議案第41号 平成20年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 光伝送路・通信設備整備工事請負契約の変更について、反対の立場から討論を行います。

提案されております議案の内容は、契約期間を平成21年9月30日まで工期を延長するものでありますが、この事業は平成20年8月25日の臨時議会において承認され工事が行われてきたものですが、3月6日に提案された工期の延長の理由は、電柱等の敷地などの土地所有者の同意を得るに時間がかかったなどの説明がなされました。

また、今回の提案はさらに9月30日まで工期を延長するもので、提案理由では電柱の強度不足で代替案の検討が必要であったなどとの説明もありましたが、いずれにせよ、当初予定の工期を同じ期間延長するもので、結局、伝送路の工事が1年もかかるということになります。

この責任はどこにあるのか、明確にすべきです。工期は何のためにあるのか、想定できない事情で工期の延長はあり得ますが、土地所有者の同意やNTTなどの電柱への添架は事業推進の大前提であり、事業を発注するための準備はどうであったのかが問われる問題だと考えます。

また、こうした経過について、議会に何の報告や説明もなかった点も指摘をするものであります。工期の延長をもっと慎重に行うべきでありますし、この工期延長が本当に重要な案件であると、こういう認識があれば、当然議会に経過が報告されるべきであります。

結局は、この事業の推進が住民を置き去りにして推進してきたために、住民や土地所有者からの同意を得るのに時間がかかったということであり、私たちが指摘してきた住民への説明が置き去りにされてきた結果であること。地方自治体が最優先にしなければならない説明責任や住民合意を第一にしていなかった結果であることを指摘して、議案第42号もあわせて反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 7番、小田君。

○7番（小田耕治君） それでは、議案第41号 平成20年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 光伝送路・通信設備整備工事請負契約の変更について、賛成の立場から討論を行います。

提案されている請負契約の変更は、電力会社等の電柱に光ケーブルを共架するための申請手続で、電柱の強度不足による不許可が多く発生し、代替案の検討と電力会社との再協議が必要となったために工事を着工できない箇所が発生し、21年9月30日まで契約期間の延

長をしようとするものであります。このことは請負側の責任によるものでもなく、工期の変更はやむを得ないものと判断します。

約268本の強度不足に対して対応が必要との説明であります。この対応策は自営柱の建柱あるいは強度不足の電柱の立てかえをする必要があります。今回、契約変更されております9月30日までの工期をもってもかなり厳しい内容のものと判断するものであります。

本町はケーブルテレビ事業に民間企業の参入が期待できない地域であり、放置しておく情報通信部門において都市と過疎地域の格差がさらに拡大するだけでなく、テレビ放送のデジタル化に対応できない地域が発生し、テレビを見るという選択肢も失う人が出てきます。

瑞穂地域は既にケーブルテレビが導入されており、都市との情報格差も解消され、デジタル対応の心配もありませんが、丹波・和知地域についても早期に有線テレビ拡張事業を完成させ情報基盤の町内格差の是正を図る必要があります。そのためにも、光ケーブルは町内くまなく、漏れなく張りめぐらす必要があります。本請負契約の完遂は必要不可欠であります。

中継線、幹線ケーブルの敷設や試験、加入申し込みの受付、引き込み線工事、宅内配線工事とまだまだ多くの課題が残っていますが、課題を確実に克服して早期にケーブルテレビ事業が完成することを望むものであります。

いよいよ町民一人ひとりがデジタル放送やケーブルテレビについて関心を持ち、詳細を理解しなければならない時期がきています。住民に十分な説明をしながら計画どおり事業推進を図られることを要望し、賛成討論とします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決します。

議案第41号 平成20年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 光伝送路・通信設備整備工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

《日程第41、議案第42号 平成20年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 送出設備整備工事請負契約の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第41、議案第42号 平成20年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 送出設備整備工事請

負契約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点だけ町長にお尋ねしておきますが、今、私も討論では言うたんですが、工期が今、説明もあったようにいろいろ事情で延ばさざるを得んということだったんですが、これ、そういう経過について議会へ報告したり、委員会でも報告するということではなかったわけですが、その辺は特に必要ないということを考えておられたのか。

やはり、こういう大きな事業ですので、当然やっぱりそういうことがあって当然だと思うんですけど、その辺のちょっと見解だけ伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 工事の進捗状況等につきましては期間にもよるわけですが、年度をまたいでいく事業等々につきましては、一定、全体の流れの中での報告というのはこれまでもさせてきていただいておりますし、このことにつきましても同様でございますけれども、非常に、先ほどから説明をさせていただいておりますように、そこに立って見ないとなかなか見えにくいというものも現実あったところでございまして、できるだけ工期内で何とか許可をいただけないものかという努力をしてきたところでございます。結局、先ほど申し上げましたように、なかなかそれぞれの許可基準というものが想定より厳しくなっているということもありましたし、また、そこを介していく方法もあるわけですが、新設の部分と撤去の部分とがあるわけですが、その辺をいかに効率よくという部分も、先ほど申し上げましたように、考えていたということがありまして、結果として押し詰まってからこういうことを議会にお願いせねばならんということは目に見えていたのではないかとこの点では、もう少し早く説明をさせていただくべきだったというふうに思っております。今後も進捗状況等につきましてはできるだけ機会を多く持たせていただいております。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決します。

議案第42号 平成20年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有

線テレビ（CATV）拡張整備事業 送出設備整備工事請負契約の変更については、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

《日程第42、議案第43号 平成20年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第42、議案第43号 平成20年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

15番、野間君。

○15番（野間和幸君） 49ページの道路維持費の中の除雪車購入費についてお尋ねをいたします。

今回、計画されております除雪車の購入された後の配備について、どこに配備されようとしておられるのかお尋ねいたしますとともに、和知地域には既に除雪車がありまして、年数的には多少たっておられるかもわかりませんが、いわゆる経過年数によって処分をされるという場合には、バスやあるいは他のものと違って、かなり使用頻度が低いということもありますので、しっかりとした、いわゆる入札によってできるだけ高額な処分をされなければならないと思っておられるわけですが、その点についてお尋ねをいたします。

さらに、57ページの、中学校費の学校管理費の請負契約の、和知中学校耐震補強工事の中身について、どのような工事をされるのかお尋ねをいたします。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） それでは、49ページの除雪車購入費1,300万につきましてご説明を申し上げます。

この事業につきましては、地域活性化生活対策臨時交付金事業ということを利用して行うものでございます。和知地域に除雪ローダー1台を保有いたしておりますけれども、これを更新しようとするものでございます。

本機につきましては、平成11年11月12日に納入がされたものでございまして、現有使用いたしておりますけれども、現状といたしまして、水平機能作動が困難ということで、次年度以降につきましては300万近い修繕費がかかるということでございますので、今回、先ほど言いました交付金事業を利用いたしまして更新を考えております。

また、それに当たりまして、廃車につきましては管理課と相談しながら適正な処分をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 和知中学校の耐震工事の内訳であります。管理棟につきましては、炭素繊維シートの巻き立てが23カ所、鉄筋ブレースが4面、教室棟についても鉄筋ブレース6面、耐震スリット、体育館につきましてはRC壁の増設、耐震スリット、鉄骨の燧、屋根のブレース、そのほかに高架水槽、屋根の塗装、防火扉等の改修を行う予定であります。以上です。

○議長（岡本 勇君） 15番、野間君。

○15番（野間和幸君） 中学校の耐震補強を行う場合に、やはり授業をされておる時期について、かなり配慮をいただかなければならんようなことも生じるのではないかというふうに思いますし、さらに、体育館の場合は具体的に館内で雨天の場合使用しますので、そういったものに対する対応はどのように検討されるのか、お尋ねをいたします。

○議長（岡本 勇君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 工事につきましては、夏休みに集中的に行いたいというふうに思っているわけでございますけれども、工期といたしましては6月から一応12月の末ぐらいまでは思っておりますが、10月、いわゆる授業が始まりましてからは管理棟に関しての余り音等出ないような形でやっていきたいということで計画はしております。

体育館につきましても7月、8月を集中的にやらせていただきます。なお、クラブ等があった場合につきましては、第二小学校の跡地の体育館、篠原体育館、あるいは安栖里の体育館を利用するということで進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 45ページのケーブルテレビ拡張整備工事の工事請負費251万4,000円ですが、これはどういうものなのかお聞きをしておきたいのと、それから、この工事についてであります。本町がケーブルテレビを事業推進しているということになっておりまして、NHKの関係であります。いつだったか新聞に載っていたんですが、NHKが独自の支援策としてNHKの共聴等が不用になった場合の代替手段として経費助成をするということで、1世帯当たり2万8,000円ですか、そういうことが出ていましたし、また自主共聴施設の回収に対しても経費助成するということが読んだことがあるんですけども、そういう本来ならばNHKがするべき分は多分にあるわけでありまして、町としてはそうい

うNHKの放送事業者なんかには財源ですね、そういう面での話というのはしておられないんですか、これまで1回も。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） まず、1点目の45ページのCATV拡張整備工事の内容は何かということですが、251万4,000円分ですが、この分につきましては、いわゆる今回も先ほどご議決いただいたわけですが、繰り越しをさせていただく分ということになります。内容的には、共架の不可柱の対応部分として232万4,000円、また自主で立てないといけないというのをある一定想定しておりまして、そこに19万ということになります。

それから、NHKとの関係でございますけれども、確かにNHKの共聴等については1世帯当たり2万8,000円の補助というようなことでございます。NHKでの説明会も京都で受けさせていただいたこともございますし、また、庁内において担当室と協議したこともございます。

NHKはあくまで全国各地にデジタル放送が行き届くようにということで準備はしております。これは国の指導等によりましてもやっているところでございますが、いつまでということにはなかなか言ってくれません。確かにデジタル放送は23年7月に変わりますよということは大前提として認識はされておりますけれども、それがいつ全部すべていくとかいう話はなかなかしてくれませんので、私どもはやはり放送の一元化ということの基本として進めさせていただいておりますし、また、何かそういう当然のことながら共聴組合たくさんございますし、共聴組合さんの部分でこの補助の活用も可能でございますので、そういうところの間に入りながら、町としても間に入りながら問い合わせ等を行いながらまた共聴組合さんの方にもおろしていけたらなというふうなことで今は考えております。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） もう一つわかりにくかったんですけど、京都へ行って説明を受けられたのは2万8,000円、そういう財源措置がありますよということだけを聞きにいかれたんですか。行って、そういうことがわかったんですか。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） 2万8,000円の部分については私どももインターネット等でそういう部分については敏感に見ながら、そういう情報はないかというようなことも探りながらございましたし、今の2万8,000円の話の中というものが大きく、その京都での説明会はそういう部分が大きゅうございました。

○議長（岡本 勇君） 9番、西山君。

○9番（西山和樹君） 大概私もいやになっておるんですが、38ページの最上段の登記業務委託料、それから49ページの中ほどの、これは委託料の中の登記業務委託料120万円、それから、その上にあります測量設計監理業務等委託料というのは、逆にこれ220万がマイナスになっておるわけです。

これ、片一方は子育て支援の方ですか、民生費の方なんです、この50万というのは保育所の設計監理業務とあわせての一体のものだと思うんですが、これ、安易に50万とあげてあるんですが、どういうふうな登記のためにいる50万があげられておるのか。

それともう一つ、この49ページの恐らく工事請負の中の道路改良工事に絡む問題だと思うんですが、丈量図というのは道路の場合必ず必要なわけですね。丈量図をつくるのに、土地家屋調査士はできないんです、あの人たちは、登記の部分しか。法務局でありがたいなと思ってくれるのは丈量図なんです、全体のバランスがわかりますのでね。

1枚の測量図をつくって並べるよりも一覧性のあるものの方がいいということなんで、いろいろと段取りはあるだろうとは思いますが、片一方220万マイナスして120万片一方あげておられると。土地家屋調査士の事件をこの間から二、三件見せていただいているんですが、非常にまずい。

町長にも私、何度か申し上げているんですが、一体どのような管理監督をされているのか、堂々とこんなものにあげてこられること自体、大概自分も言うのいやになっているんですが、これ当たり前とお考えになっているのはどうか。町長の思いと、それから土木と子育て支援課さんの方ですね、これは保育所の方の問題と絡んでいると思うんですが、具体的にご説明願いたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 49ページの登記業務委託料についてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、基本的には土地家屋調査士さんの用地測量のときの立ち会の経費、それから地積測量図までの作成経費ということで、それを120万ということであげさせていただいております。

そして、所有権にかかる部分につきましては内部の方でやらせていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 先ほどの38ページの登記業務の委託料の件についての

ご質問についてでございますが、今回、保育所の建設に当たりまして、合併前に先行取得しております土地につきまして、これから買い戻しをするわけですが、それに当たる測量や土地の調査等すべてに関して今回、事前調査も含めて登記業務の中で含めて今回するということであげさせていただいております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） いつもご指摘をいただいているわけでございますし、内部的にもできるだけこうした業務を自前でこなせるものはしっかりやるべきだという思いでおるわけですが、全般的に体制といいますか、十分、議員ご指摘のところまで完璧な体制が取れておるかということになりますと、それはできるのではないかという見方でおっしゃっているんだろうというふうに思いますけれども、極力、こうした部分で何十万という部分をやっぱり専門性を高めるといふ意味合いからも、やっぱりこれは内部でできるものは100%やっていくという気構えは持ちながら臨んでおるわけですが、それぞれの課で起きてくるものすべて今追いきれているかというところとそうではないという部分がありますので、どうしても委託をせざるを得ないという部分ももう少し時間をいただいてしっかり100%を目指すような体制づくりというものに今後も努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 9番、西山君。

○9番（西山和樹君） それの関連なんですけれども、今、恐らくまだやられたことがないんで土木課さんとは違いますので、子育て支援課さんはまだわからない部分があると思いますが、恐らくそういう意味で50万あげられたんだろうと思います。

所有権移転なんていうものは無料でできるわけですし、それから、地積の測量とか建物やとか、そういう部分でやられる、恐らく買い戻しのときに測量が必要だとは私も思いませんし、それも恐らくコンサルさんがやるだろうと思います。

コンサルさんははかることがプロなんです。土地家屋調査士というのは登記することだけが専門職なんです。そういう意味で、今さっき申し上げたように、もう既に現在かかっておられる職員さんが土地家屋調査士の持ってきた測量図を一べつしておかしいという相談を私にかけてくるぐらい成長しているわけです。土地家屋調査士は自分のところが全部登記させてもらえるものだと思っていたと。

専門的な話は別にしますけれども、要は地積の測量をやって図面にする、それを登記することにはなれているんですね。それは法務局へ行って、法務局からクレームがいたらそれ

からやるというのが土地家屋調査士なんです。それまでやらない。

コンサルがやる場合には、それをこちらが指示すれば全部つくってくれる。公嘱協会というのがそのためにあって、いろいろとわからん部分は聞かれることに私はもちろん異議はございませんが、とにかく安易にそれに、こんだけお金がないというてるときに、1年間に数百万、来期も500万ほどあがっていたように思いますけれども、はかることにかけてはプロだという、いわゆるコンサルさんにもっともっと大きな期待をかけて、サービスの的にやらせる。

あんなものつくるのはサービスでやってくれます。それはものによりますよ、それは。だけど、そのあたりのところは、後は折衝能力の問題だと思いますが、こういう安易に100万とか200万とかという金額を私は決してあげてほしくない。私ずっと言っているんでいやになっているんですが、できるだけそういうことについてかまけていただきたいと思うし、最後に、土木課長、これ来期の問題はともかくとしまして、この問題について何筆ぐらいあるのか教えてください。

これ、何筆もわからんままで120万と言われると、私1筆、一体何ぼ払わされるのかわからん。調査士は1筆分筆したら、やっぱり最低限度で自分ではかったら20万ぐらい要りますね。土地所在図がついてない、隣接の地番が入ってない、非常にまずい書類を持ってきて、私のところが登記させてもらえるものだと思っていたというふうな話をして帰られたと言うて、どないしたらいいんでしょうかって私に聞かれたから、それは通常の登記のようにやっておきなさいと言っておいたんですが、やっぱりそのあたりのところ、もうちょっと真剣に取り組んでいただかないと、これはいつまでたっても自分の能力不足を金で買うという町のスタイルに変わりがないんじゃないかと疑わざるを得ませんので、その点お願いをいたします。

これには答弁求めません。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 岩崎課長に聞きますが、先ほどの件ですけど、そういうNHKの分につきましては、ケーブルテレビの事業でも該当するのか、また個人の共聴組合の方の対応になるのか、いずれにしても町にしても、個人にしても負担が軽くなるというのはいいことですので、そういうのが活用できるのであれば積極的な対応が必要だと思うんですが、そこら辺はどうですか。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） NHKの助成につきましては、町に対するCATV等の補助

には該当いたしません。あくまで共聴組合、NHK共聴等が対象ということでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 何点かちょっとお尋ねしておきたい。1点は、歳出29ページの和知の第二小学校の解体事業で788万1,000円の工事、解体工事そのものが688万1,000円ですが、減になっておるんですが、入札による減ということやと思うんですが、当初の見込みとの違いですね、ちょっと余りにも大きいんですが、当初の計画の段階でどういう見積もりをされておったのか、どういう、業者に当然見積もりをさせたと思うんですけれども、その点1点お尋ねをしておきたい。

それから、34ページの民生費の工事請負費のオストメイト対応トイレの整備ということで、70万1,000円の減額になっておるんですが、当初予定しておったそういう障害に伴うトイレということで丹波マーケスの道の駅と、それからほほえみでしたか、予定をされておったということなんですが、これはどういうことで、当然必要やということで予算を組んだというふうに思うんですけれども、どういう理由で減になるのかお尋ねをしておきたいと思います。

それから、教育費の関係で、55ページには小学校ですし、57ページには中学校でパソコンの情報機器の整備事業ということで導入予定になっておるんですが、こういう機器というのは日進月歩どんどん変わっていくわけですので、リースとかそういう方法の方が時代に沿うたものがうまく使えるというふうに思うんですけれども、あえて購入するということがどういう考え方なのかということと、それから、それぞれ小学校区、京丹波にはたくさんあるわけでございますけれども、この丹波と和知の小学校、また中学校も丹波と和知という説明があったと思うんですけれども、もちろん導入された年式、年度という問題もあろうかと思っておりますけれども、瑞穂の関係はどういうような考え方なのか、あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 藤田和知支所長。

○和知支所長（藤田 真君） まず29ページの9、旧和知第二小学校の解体工事業でございますけれども、委託料の減額が100万円と工事費の減額が688万1,000円ということでございます。

工事費につきましては、当初予算で1,700万円計上させていただいておりました。設計積算の結果、予定価格は849万4,500円、落札額が711万9,000円で、落札率83.8%の結果でございました。

発注に当たりましては、経費節減の目的で職員が測量あるいは設計積算をするということ

で行いました。しかしながら、建築当時の図面、あるいは資料が全くない中での積算でございまして、設計に時間がかかりましたために発注時期が年末になりました。

また、屋根でありますとか、高いところの場所、あるいは天井裏等の構造、基礎部など地下にあるものにつきましては解体工事の途中で数量の変更が生じることとすることを予測いたしまして予算の補正見積りの時期と工事の開始の時期が重なりましたことから、今回の補正では入札によります予算の残額から数量の変更分の余裕を少し持たせていただきまして減額補正とさせていただきます。

工事が完了いたしまして、現在、精算の設計を行っておりますけれども、結果的には契約金額内におさまるものというふうを考えておりまして、大変お粗末でございましたけれども、今後は今回解体工事の測量、あるいは設計を職員が直営で初めて取り組みましたので、この経験と実績を教訓といたしまして工事の早期発注に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 失礼いたします。34ページのオストメイト対応トイレ整備ということでございます。

当初、ご指摘のとおり2カ所、マークスとほほえみに予定をさせていただいておりました。ご存じのとおり、オストメイト用トイレというのは身体障害者用のトイレの中に人工肛門なり人工膀胱の方に対するトイレを設置させていただくというものでございまして、スペース的にかなり大きなスペースを要しまして、特にマークスのところにはちょっと設置が難しかったということでありましたり、操作的に使用されている方に関してはわかっていたかと思うんですけれども、そういう身障のトイレと共用となりますことから管理が行き届かなければ、その後、使用に迷惑がかかるということでございまして、今現在、ほほえみ瑞穂保健福祉センターの方に1カ所設置をさせていただいたということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 小中学校のパソコンの整備についてでございますが、現在、蒲生野中学校並びに竹野、ひかり、下山につきましては、平成14年度の補助事業によりまして買い取りとなっております。

そして、和知中学校、和知小学校につきましても起債等々充当いたしまして買い取り、瑞穂地域につきましてもリース契約ということになっております。

山田議員さんおっしゃいましたように、リース契約で当初は、今後はすべての学校をやっ  
ていこうというふうなことで思っておりましたけれども、今回、臨時交付金の対象とさせて  
いただいたということで、臨時交付金につきましてはリース契約の対象とならないというこ  
とで、有利な助成制度をもらうということで買い取りに変更をさせていただいたところでご  
ざいます。

今後の考え方といたしましては、今後、この買い取ったパソコンが老朽化した場合、その  
ときどきの助成制度を利用させていただくということで全般的にはリース契約という方向に  
はなろうと思っておりますけれども、そのときどきの有利な助成制度を利用していきたいというふ  
うに思っております。

瑞穂地区につきましては、平成20年に瑞穂中学校、5年のリースにしております、あ  
と檜山、平成19年に5年のリース、明俊、三ノ宮、質美につきましては平成18年に既に  
5年のリースとさせていただいております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） それぞれ説明をいただいたんですが、和知の第二小学校の解体事業  
のちょっと説明、工事の費用のことというよりも、当初の1,700万の予定という説明だ  
ったと思いますが、それが半分近くで済んだということなんですが、その1,700万とい  
う設計を出した解体工事費、今、職員が設計予算を積算したんだということもあったよう  
でございますけれども、ちょっと余りにも差が大きいんで、その辺の、どこにその原因等、問  
題があったのかと、今後、そういう形で取り組むのであれば、なおさらそういうことになる  
と思うんですけれども、その差額の大きさがどうであったのかということでもちょっと私お尋  
ねしたので、改めてお尋ねしておきたいなと思います。

それから、民生費の34ページのオストメイト対応のトイレの関係なんですが、当然、こ  
れ予算を組んでそういう事業に取り組むという場合には、ほほえみにしろ道の駅にしろ、状  
況を見て設置できるということで予算を計上されたと思うんですが、スペースが必要だと、  
狭いということも説明にあったんですが、当然、それは前提としてわかっておったことじゃ  
ないかと。もちろん、現在ある障害者のトイレと併用する、その管理の問題、これも当然  
わかっておったことじゃないかと思うんですが、あえて道の駅ということをマークスのし  
たのはどうであったのかということと、それから、実際そういったトイレが必要だとい  
うこともこれまた確かでございますので、今、ほほえみということでは設置をされたとい  
うことなんですが、例えば、現在の丹波の9号線にあります健康福祉センターですか、ああいうと

ころへ例えばスペースの問題もありますけれども、そういうものを設置をして、やはりそういった障害者の方に対応していくというのも考えていくべきだと思うんですけども、そういうような考え方はなかったのかどうか、あわせてお尋ねしておきたいなというように思います。

それから、63ページの夜間照明の改修工事の関係で、蒲生野中グラウンドの改修ということで1,089万2,000円あがっておるんですが、ナイター照明だと思うんですけども、それぞれ旧町から設置されてきたものがそれぞれあるわけでございますけれども、大体、これ何年ぐらいの耐用年数ということでやっておられるかということと、この蒲生野の場合はどれぐらいの年数がたっておるのか、ほかの施設も当然、瑞穂、和知もあるわけでございますけれども、その辺の施設の耐用年数等についても特に問題ないのかどうかということも含めてお尋ねしておきたいというように思います。

それから、町長に1点お尋ねしておきたいんですが、今回の補正予算の関係は、地域活性化生活対策交付金事業を受けていろんな事業にその予算を充てようということになっておるんですが、当初、当然この交付金事業がなくてもやらなきゃならん事業、それぞれあったわけでございますけれども、本来の交付金事業が住民のそういう今の不況や少子対策に使っていかうということも大きな趣旨であったわけでございますけれども、その辺の時間的なそういう制約もあったわけでございますけれども、考え方としてはどこに力点を置かれたのかということをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 地域活性化生活対策交付金事業等につきましては、11月以降、実現可能なものというような制約もございましたし、なかなかそれぞれ省庁での枠というか、認められる事業内容というのもございまして、その辺を配分されました3億5,702万5,000円、これをやっぱりできるだけお返ししないようにしっかり活用させていただくことになると、より精度の高いものを計画として出さざるを得ない。

そしてまた、一定の準備が、議員おっしゃいますように、21年度で対応していきたいというものの以外、ずっと先に考えているものについては対象にならないということでもありますので、この辺は一定準備ができていたからこそ、この交付金が活用できたということもあるわけでございますので、その辺はもっとほかに考えられなかったということでもありますけれども、やっぱり、今の非常に厳しい財政状況の中でこうした交付金を活用させていただけるということは非常に本町にとりましては有利な展開をさせていただいたということでもありますし、一定前倒し、交付金につきましては21年度に入っていくわけでございますが、そう

した面では21年度の事業ともお考えいただけるような内容ではありますが、いずれにいたしましても財源としては非常に有利なものを充てさせていただいて、懸案事項でありましたものを最優先させていただいて事業化をさせていただいたということでございます。

○議長（岡本 勇君） 藤田和知支所長。

○和知支所長（藤田 真君） 当初予算の1,700万円でございますけれども、予算計上の前に建築家のアドバイスを受けながら積算を職員がしております。

一つには、廃材をそのまま利用して使えないものかという観点から、人力による取り壊し、解体の積算をしておりましたので、一つではその意味で巨額な金額になったということでございます。

今後、見積もりにつきましては慎重にいきたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 蒲生野中学校のグラウンド照明器具についてでございますが、竣工年月日は昭和56年ということで、27年を経過をしております。

なお、耐用年数という部分につきましては、安定器の寿命につきましてはJIS規格によれば8から10年ということになっているわけですが、あとはランプ、あるいは分電盤等、外に出しているものでございますので腐食が激しくなるということで安栖里のグラウンドのナイター設備でも今回修理をさせていただいたということになります。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） オストメイトトイレの関係でございます。

当初予算計上の際に下水道の取扱業者さんに場所等見ていただいて、設置は可能であるということでご意見をいただきまして予算を計上させていただいたものでございます。

しかしながら、福祉の目といいますか、設置した後のスペースで今現状車いすで利用されている方に関してどういった弊害があるかというような目が見れてなかったということに関して、結果的に両方が使えるようにするためには1カ所だけの場所しかなかったということでございます。

他の場所、健管センターでありますとか、他の公共施設に関しても一応すべて見させていただいた中で、現状においては瑞穂保健福祉センターの1階の身障のトイレが適当であろうということで1カ所させていただいたところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと、もう1点町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、今

回のこの地域活性化生活対策交付金事業を使ったもので、有利な財源ということと同時に一般財源も1億7,689万5,000円あわせて投入しておるわけですが、今の国の動きを見ていると、また第2補正ということも、そういう動きも出てきておるわけですが、当然、そういう中で市町村がそういう取り組みをしていくことも今後も、当然、現在雇用の問題と同時にそれぞれ事業があるわけですが、やはり住民の状況や、またいろんな要望や、そういうのもあるわけですが、やはりつながっていきける、生産につながるとか、また、今言われておりますように環境につながるとか、そういうことも含めて広く検討していく必要もあるんじゃないかと思うので、こういった事業のことを踏まえて、やはりそれぞれの地域の現状や要望やそういうものも再度把握をし直して、本当に必要なものを優先していくという取り組みが必要だと思うので、その辺についてのもう一度見解だけ伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 交付金の制度そのものが、やっぱり地方が非常に疲弊をしているというこの見方の中で創設されたものだろうというふうに思います。やっぱり私どもは、そうした面では、この交付金の意図されている範疇の中で精いっぱい今緊急性の高いものを出させていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。今後、さらなる追加補正というの也被言われておるところでございますが、内容的にはまだまだ額的なことも明確になっておらない段階でございますのでいかんとも言いようがないわけでございますが、いずれにいたしましても、これからの特に中小零細の企業の生産体制をどう構築していくかという部分もあるわけでございますし、相まって雇用の確保というの也被出てくるだろうというふうに思います。どういう内容で出てくるか、今のところではわからないわけでございますが、こうした部分をやっぱり的確にどうつかむかということがまず大事ではないかというふうに思っております、こういう本町の対策本部といたしましては、人の動きが顕著になってくる4月以降に聞き取り調査も含めてできるだけ詳細内容を把握していきたいという考えでございます。もちろんそうした聞き取ったものをいかに事業の中に取り組みながら、少しでも改善ができるような方向を目指してまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決します。

議案第43号 平成20年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

《日程第43、議案第44号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)》

○議長（岡本 勇君） 日程第43、議案第44号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点、お尋ねをしておきたいと思うんですが、歳入の3ページ、特別調整交付金の902万2,000円減になっておるんですが、和知の30分以内のところに医師が開設されたという説明がちょっとあったと思うんですけども、歯科診療の関係で30分以内というのは、これはバスであるとか車であるとか、いろいろ基準があると思うんですけども、どういう場合なのかということと、それから、非常にそういう過疎のこういう地域で制約というのは非常に900万というのは大きいと思うんですけども、これに対する対応というか、方法は全くないのかどうかというのもちょっと伺っておきたいと思うんですが。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 歯科診療所の僻地診療所の認定に当たりましての件ですけれども、僻地診療所には1種と2種がございまして、1種は過疎地域にあって30分以内にはほかの医療機関がなく、かつ、その施設を中心としておおむね半径4キロメートル以内にほかの医療機関がないものというふうになっております。

第2種につきましては、その1種に該当しないものであって、半径4キロメートル以内に医療機関がないものということで、今回、公共交通機関を利用して30分以内のところに新たな歯科診療所ができたということで和知歯科診療所は1種の僻地には該当しなくなったということでございます。引き続き、第2種僻地には該当いたしておりますけれども、補助基準額また補助率に差が出ております。

この900万全額が歯科診療所にかかるものではなくて、歯科診療所にかかりますものとして528万6,000円の減額となっております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第44号を採決します。

議案第44号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

《日程第44、議案第45号 平成20年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第44、議案第45号 平成20年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、議案第45号を採決します。

議案第45号 平成20年度京丹波町老人保健特別会計予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

《日程第45、議案第46号 平成20年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第45、議案第46号 平成20年度京丹波町後期高齢者医療特

別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第46号を採決します。

議案第46号 平成20年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

《日程第46、議案第47号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第46、議案第47号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第47号を採決します。

議案第47号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

《日程第47、議案第48号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第4号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第47、議案第48号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですが、9ページで水道施設費の関係なんですけれども、それぞれ簡易水道の施設費ということで事業が継続をされておったのが、いろんな事情があったにしろ減額ということで、それぞれ次年度へ繰り越すということに、で事業に取り組むということになっておるんですけれども、この主な計画を当然するときには実施をすることを前提に計画したと思うんですけれども、事業ができなかったどこに一番原因があったのか、それぞれちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） ただいまのご質問であります、当然、十分な調査を行った上で予算計上をいたしているものでありまして、事業実施されるべきものではあるというふうに考えております。

今回の場合におきましては、実施の段階におきまして、設計内容の見直しということで、一つは当初予定しておりました用地を取得して、そこに構造物をつくり事業を行っていくという計画でありましたけれども、一つは事業費が高くつくといえますか、構造物等たくさん設置をしなければならないような用地であったということから、一転、事業の場所の変更を検討いたしましたところでありまして、その変更後の用地取得に関しまして調整がくれたということで、今回改めて減額をさせていただき、新年度予算に計上をしたところでございます。

それから、もう1点としましては、府道等の占用によりまして、管路等布設をする計画をしてございましたけれども、当初、提案説明のときにも申し上げましたように、一定、占用しているということから復旧をする段階におきまして、当然、府の占用条件等によりまして復旧をすべきところでありましたけれども、新年度から府の方の占用の復旧の基準といえますか、そういったものも変更になったということから、その変更に伴いまして積算ができなかったというようなことで、改めて事業の計画を練り直したというのが現状でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第48号を採決します。

議案第48号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

ここで、4時まで暫時休憩を行います。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時00分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第48、議案第49号 平成20年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第48、議案第49号 平成20年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけれども、歳入の浄化槽の関係なんです。

事業分担金ということで473万円減になっております。当初の計画から、説明では21基が11基になったという説明があったと思うんですけれども、京丹波、旧町から引き継いでおるわけでございますけれども、それぞれ全町にこの下水道普及ということで、それぞれ特環とか農業集落排水とかそれぞれ事業をしながら、また合併槽もということで取り組んでおるんですが、当初それぞれ目標設定をしておると思うんですね、22年とか23年には全町に普及をとということになっておると思うんですけれども、そういう計画からすれば、今どういう、何%にきておるんだということと、今後、やはり計画を持っておるわけですから、それに向けた取り組み、担当課としての推進といいますか、取り組みについてどうのお考えがあるのか伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 下水道の全般の普及等の計画と今回の浄化槽に関します事業分担金でございますが、最初に事業分担金の方につきましては提案説明にも申し上げましたように、当初の設置予定でありました全体で24基から最終的に11基になったということでの分担金の減額ということでございます。

それから、下水道全般に関しまして、当然、普及計画を持っておりまして、平成25年度にはほぼ100%に近いという目標を掲げているところでございますけれども、現在までの

ところでまだその目標値には達していない状況でございます。

今後におきましても、この特に浄化槽を中心としまして施工がしやすいというようなこととか利点もございますので、普及啓発に努めてまいりながら早期の達成に向けまして努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第49号を採決します。

議案第49号 平成20年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

《日程第49、議案第50号 平成20年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第49、議案第50号 平成20年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今回、提案になっております別表2表を見ますと、それぞれ債務負担行為の期間の延長ということになっておるわけでございますけれども、それぞれ4つの事業が示されておるわけでございますけれども、京都縦貫道関係もあるわけでございますが、見込みとしては27年までということになっておりますが、それぞれどういう見込みがあるのかどうか伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） この債務負担につきましては、2つの事業ということで、下の2段は債務保証ということで同じ事業でございます。

上段の方の縦貫道自動車道の関連事業の関係は取得にかかわった部分の債務負担行為でございます、その2というのが造成にかかわった部分の債務負担行為ということでございま

す。

今後の計画ということでございますが、現状としては既に土地を取得をしておりますし、造成も済んでおるといことで、当初予定しておりました造成後の土地を縦貫道で立ち退きになられた方にすべて買っていただくということができなかったという状況を抱えておるところでございます、現時点では決め手がないというようところでございます。

ただ、平成27年度まで期間を延ばしていただきましたのは、いわゆる合併の特例期間、この間にいわゆる有利な財源でございます特例債でございますとか、そういったことも頭に置きながら何らかの形でそういう財源を確保する中での事業化が図れるべく努力をしておりますというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっとあわせて伺っておきたいんですが、今ありましたように、取得した土地と造成した土地ということで、それぞれ立ち退きの方がそれぞれそこに入っていくということができなかったという部分だということなんですが、あの状況を見ますと、トラックのターミナルのようなものも一部あるところがあるんですけども、それはこれに該当しておるのかどうかということと、それから、説明があったかどうかちょっとわかりませんが、具体的にあれはどのような形でどういう業者に貸しておられるのか、当然、利用料を取っておられると思うんですけど、賃借の。その辺についてもあわせて伺っておきたいというように思いますし、そういう業者が非常に高い単価になろうかと思うんですけども、この面積はここに入っておりませんけれども、具体的に平米どれぐらいの単価になるのかもあわせて伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 確かにトラックターミナルということで、運送業者にお貸しをいたしております。それについては、既に買い戻した部分での土地ということで、現状、活用が町としてはできない状況でございますので、その間お貸しをするということでお貸しをしておるところでございます。

ちょっと面積は、今、資料を持っていないんでございますが、残っております残高でございますが、現時点では20年度末で1億2,414万円余りと推計しているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） あの土地をどうするかと、一時、住宅でという話もあったり、いろいろ検討もされてきた経過があるようですけども、このトラックターミナルに貸しておる

ということですが、なかなかああいう形で貸すとほかへの利用というのは難しいような面もあるんじゃないかと思うんですけれども、その辺は町の考え方としては、いわゆるいろんな用途に使うということではなしに、全体を何か活用しようということなのか、具体的に全くないということなのか。また、その活用のためのいろんな検討をされておるのかどうか、委員会みたいなのをつくっておられるのかどうかということもあわせて伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 庁内で検討委員会はつくっておきまして、その中でもこの土地の活用方法については検討いたしておるところでございます。

なお、現状お貸しをしておるところでございますが、町として新たに事業化をするということになれば、当然、お返しをいただいて町の事業に活用するという考え方でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第50号を採決します。

議案第50号 平成20年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

《日程第50、議案第51号 平成20年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第50、議案第51号 平成20年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第51号を採決します。

議案第51号 平成20年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

《日程第51、議案第52号 平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第51、議案第52号 平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今回、バスを交付金事業を使って購入するという事になっておりますが、説明によりますとワンステップバス中型ということでありました。

今後、今、学校統合なんかもいわれておるわけでございますけれども、当然、そういうことを前提にしてこのバスの大きさも決められておるというように思うんですけれども、これで統合を例えばしたとして、小学校、中学校のそういう子どもたちを乗せて走れる十分なスペースがあるという車も考えて購入されておるのかどうかということを1点は伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） お尋ねの件でございますが、ワンステップバス9メートルの56人乗りということで想定しております。

先ほどの、統合後の移動ということでございますが、それにも耐え得るものとして考えさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） もう1点伺っておきたいのは、この購入に伴います現在ある2台のバスを処分をされておるわけでございますが、入札結果も出されておるわけでございますが、それぞれ旧の瑞穂と和知にあったバスというように聞いておりますが、これまでバスの運行の距離ですね、路線バスを走らす場合に40万とか50万キロとか、そういう話を聞いたことがあるんですけれども、今回、処分をされたバスについて20万キロというのもあったというように聞いておるんですが、当初、この入札の最低価格が10万円と25万円というこ

とで出されたと。

10万円の最低価格のものについては入札が15万で落札をされたということで、25万のが不成立であったということなのですが、この走行距離やとか年式やとか、当然そういうものを前提にして最低価格というのは決められておると思うんですが、これは、例えば業者に見積もりをさせてその最低価格を決められたものなのか、どういう基準で最低価格というのを決められておるのか、このバスの場合ですね、伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 田端参事。

○参事（田端耕喜君） 今回、バスの売却をさせていただきましたものにつきましては平成20年度で購入をさせていただいたものでございまして、今回ここに計上させていただいておりますのは、いわゆる2次補正での関係での21年度の分を前倒しということになっておりまして、売却させてもらったもののうち、走行距離が短いものもあるわけですが、1台はどうしてもバスの修繕の多額の費用を要するような損傷が出まして、自家用バスの方をかわりに売却をしなければならないというようなことになりまして、路線バスで走りますと1日の走行距離がある程度出てまいりまして、走行距離も伸びるわけですが、和知でお使いをいただいております平成2年式のバスの方を売却をさせていただいたために走行距離が伸びていない車を処分をさせていただいたというようなこと等ございまして、もう1台につきましては路線バスの処分をさせていただいておりますので、40万キロ以上の走行をさせてもらったものを売却をさせていただいたということでございます。

なお、ただいまもございましたように、25万ということでもさせていただきましたが、不成立に終わったということで、この予定価格の決定につきましては、それぞれ一度その車ならばどれだけの値打ちがあるのかということで業者の方に査定をお願いいたしまして、その価格をもって決定をさせていただいているということでございまして、鉄部材の急落によりまして、その後、もう一度見積もりを取り直しをさせていただきまして、現在は落札業者も決まって、2台とも処分ができたという状況でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今、鉄部材の業者ということだったんですが、当然、処分するバスがバスとして使える場合でしたらバスとしてどれぐらいの値打ちなのかということで最低価格を決めるべきではないかと思うんですが、やはり、その辺の町民の財産ですので、やっぱりそういうことも踏まえてやるべきじゃないかと思うんですが、これはあくまでもその鉄のそういう部材ということで売るといことなのかどうかもあわせて聞いておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 考え方としては安全を第一に、また動かしていくためのコスト等を勘案しながら更新していくという考え方でございますが、更新をした後、どういう処分をしていくかということでもありますけれども、決して安易な考えでやっておるわけではございませんし、できるだけ残存価格といいますか、そうしたものをしっかり見ていただいて落札をいただくという方向で粘り強くやっておるわけでございます。一つには、最終的には相当使ったものということで、相手側もスクラップとはいいませんけれども、いずれか近いうちにそういう形になるということも入れながらの話であろうというふうに思いますし、やっぱりどうしても使えるといいましても、そうそうどこまでも行けるというわけでも年数的に行けるわけでもないというふうに思いますので、一定そうした面ではこちらの思いと相手側の思いとの差は当然出てくるわけでございますので、非常に厳しい状況ではあると思いますが、できるだけ優位に売ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決します。

議案第52号 平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

《日程第52、議案第53号 平成20年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第52、議案第53号 平成20年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第53号を採決します。

議案第53号 平成20年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

《日程第53、議案第54号 平成20年度京丹波町檜山財産区特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第53、議案第54号 平成20年度京丹波町檜山財産区特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 歳出の関係で伺っておきたいと思うんですけれども、財産管理の中で、全体としては153万円の減額になっているわけですが、それぞれ節の項目等を見ますと作業道等の開設工事や、それに伴うことだと思んですが、管理業務委託料の減ということになっておりますが、当然、財産管理としてそういう作業道の開設というのは当初計画で予算が組まれたと思うんですけれど、特別この工事ができなかったという理由はどういうことで減になっておるのか伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 久木瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（久木寿一君） 当初予算を組みますときに、作業道の開設工事、この部分をずるという設定はございませんでした。

年間を通じまして管理会の委員さんが山見をし、ここが必要であるということを決めた上でやっていくといういわゆる頭出し的な予算措置でございまして、最終的に協議の結果、本年度は施工するに至らないという結論になりましたので、全額減額という措置をとらせていただきましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第54号を採決します。

議案第54号 平成20年度京丹波町檜山財産区特別会計補正予算（第2号）、原案のと

おり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

《日程第54、議案第55号 平成20年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第54、議案第55号 平成20年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第55号を採決します。

議案第55号 平成20年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

《日程第55、議案第56号 平成20年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第2号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第55、議案第56号 平成20年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第56号を採決します。

議案第56号 平成20年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

《日程第56、議案第57号 平成20年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第56、議案第57号 平成20年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第57号を採決します。

議案第57号 平成20年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

《日程第57、議案第58号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第57、議案第58号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより、議案第58号を採決します。

議案第58号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

《日程第58、発委第1号 国民健康保険制度の改善を求める意見書》

○議長（岡本 勇君） 日程第58、発委第1号 国民健康保険制度の改善を求める意見書を議題といたします。

本件について説明を求めます。

山内福祉厚生常任委員長。

○3番（山内武夫君） それでは、ただいま上程になりました国民健康保険制度の改善を求める意見書案につきまして、提案説明を申し上げたいというふうに思います。

市町村の国民健康保険は高齢者、低所得者が多く、財政基盤が弱いという構造的な問題があります。年々上昇する医療費に加え、本来、国が負担すべき国庫負担金等の削減などによりまして国保財政は大変厳しいものとなっており、これら負担が被保険者の保険税の引き上げの要因ともなっております。

国保制度は社会保障制度として、住民だれもが漏れなく保険で医療が受けられるようにと発足した国の制度であります。このことから国保加入者や町保険者に負担を強いることなく、将来にわたり保険制度の安定的運営が図られるよう国に対しまして国保負担率の引き上げを強く要望するものであります。

それでは、意見書案につきまして朗読をして提案にかえさせていただきます。

発委第1号 平成21年3月25日 京丹波町議会議長 岡本 勇 様

提出者 福祉厚生常任委員会委員長 山内 武夫

#### 国民健康保険制度の改善を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

意見書の文面を読み上げます。

#### 国民健康保険制度の改善を求める意見書

市町村国民健康保険は他の保険に加入していないすべての人を対象とした受け皿的医療保険制度であり、構造的にも比較的所得水準の低い層が多数を占めている。

さらに、昨今の社会不況による経営の悪化により失業者もふえ加入者が増加する中、所得の低下によって保険税負担は、介護保険料、医療費、子育て費用などに加え耐えがたいもの

となっている。

本町における国民保険財政は制度の構造的な要因を背景に、保険税滞納者の増加など悪化の一途をたどっており、年々急増する医療費が保険税率を引き上げる大きな要因となり、事業運営に支障を来す状況となっている。

よって、国においては、国民健康保険法第1条に定める社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とした国民健康保険制度の現状を深く認識し、加入者及び保険者の負担増を招くことのないよう、現状の国庫負担率を引き上げるとともに、安定した国民健康保険制度の運営が可能となるよう特段の財政措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月25日

京都府京丹波町議会議長 岡本 勇

皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより発委第1号を採決いたします。

発委第1号 国民健康保険制度の改善を求める意見書、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

《日程第59、閉会中の継続調査》

○議長（岡本 勇君） 日程第59、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成21年度第1回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会することといたします。

閉会 午後 4時29分